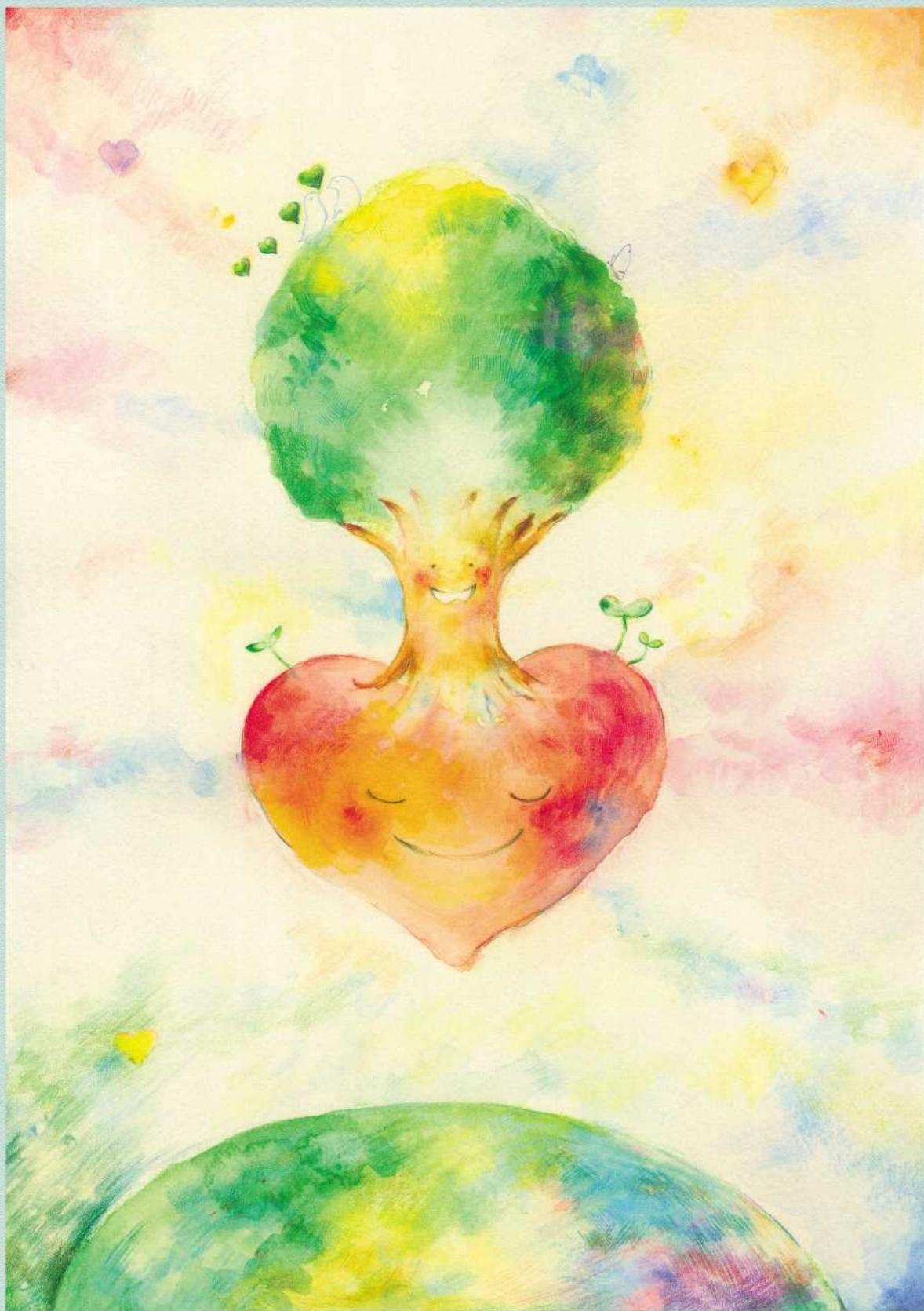


琵琶湖森林づくり基本計画

2005~2020



滋 賀 県

■表紙イラスト：大槻友里さん
(2004 森の妖精イラストコンテスト優秀作品)

はじめに



滋賀の森林は、琵琶湖の清らかな水を育み、県土を保全し、多様な動植物の生息の場となり、人々に安らぎや癒しを与えるとともに、地球の温暖化を防ぎ、良質な木材をはじめとする林産物を生み出すなどの様々な恵みも与えてくれます。

これらの森林の恵みは、かつて都や社寺の造営などのため過剰な伐採により荒廃していた山地を、先人たちの嘗々とした森林づくりによって復元したことによりもたらされたものです。

しかし、今日の長期にわたる木材価格の低迷からくる林業の不振や、生活様式の変化に伴う薪炭から化石燃料への転換により、適切に手入れが行われない森林が目立つようになりました。この状態を放置すると琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全など森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

このため、私たちは、すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、平成16年4月に「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

こうした条例の理念の実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として“琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進”を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

この計画の策定を契機に、森林の恵みを等しく受けている県民の皆さん、これまで以上に森林の重要性への理解を深め、関心を高めていただき、様々な場面で主体的に森林づくりに参画していただけることを心から期待しています。

最後に、この計画策定にあたり、熱心にご議論いただきました滋賀県森林審議会の委員の皆さん、また、貴重なご意見をいただきました県民の皆さんに、心よりお礼申し上げます。

平成17年3月

滋賀県知事 國松善次

目次

第 1 . 基本計画策定の趣旨	1
第 2 . 基本計画が目指す森林づくりの方向	5
第 3 . 基本計画の位置づけ	11
第 4 . 基本施策	13
1 . 環境に配慮した森林づくりの推進.....	14
2 . 県民の協働による森林づくりの推進.....	22
3 . 森林資源の循環利用の促進.....	28
4 . 次代の森林を支える人づくりの推進.....	34
第 5 . 戦略プロジェクト	41
戦略 1 . 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト.....	42
●適切な管理を進め、多様な森林づくりに取り組みます。	
戦略 2 . 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト.....	44
●県民が森林づくり活動に参加する意欲を高めます。	
戦略 3 . 森林資源の循環利用促進プロジェクト.....	46
●地産地消によって環境にやさしい木の文化づくりを進めます。	
戦略 4 . 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト.....	48
●森林づくりの大切さを広めます。	
第 6 . 推進体制	51
参考資料	55
●琵琶湖森林づくり条例のあらまし	
●滋賀県の森林・林業の現況	
●森林の持つ多面的機能	
●第37回滋賀県政世論調査（森林づくりに関する調査）結果	
●琵琶湖森林づくり基本計画策定までの経過	
●滋賀県森林審議会委員名簿	
●用語解説	



第1 基本計画策定の趣旨





基本計画策定の趣旨

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、琵琶湖を中心四圍は伊吹、鈴鹿、比良、野坂の山系に囲まれた水とみどりの豊かな県です。

滋賀県の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、スギやヒノキなどの人工林、ブナ、コナラ、アカマツなどの天然林が琵琶湖と一緒に四季折々の風景をつくりだしています。

これらの森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止などさまざまな役割を果たしています。また、私たちは豊かな水をたたえる琵琶湖から多くの恵みを受けていますが、その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々のみどり豊かな森林です。

滋賀県の森林・林業は、かつては山村に住む森林所有者や里山林周辺の住民の活動により適正に管理されることで県民の生活に恩恵をもたらすとともに、琵琶湖の水源として適正に機能を発揮してきました。

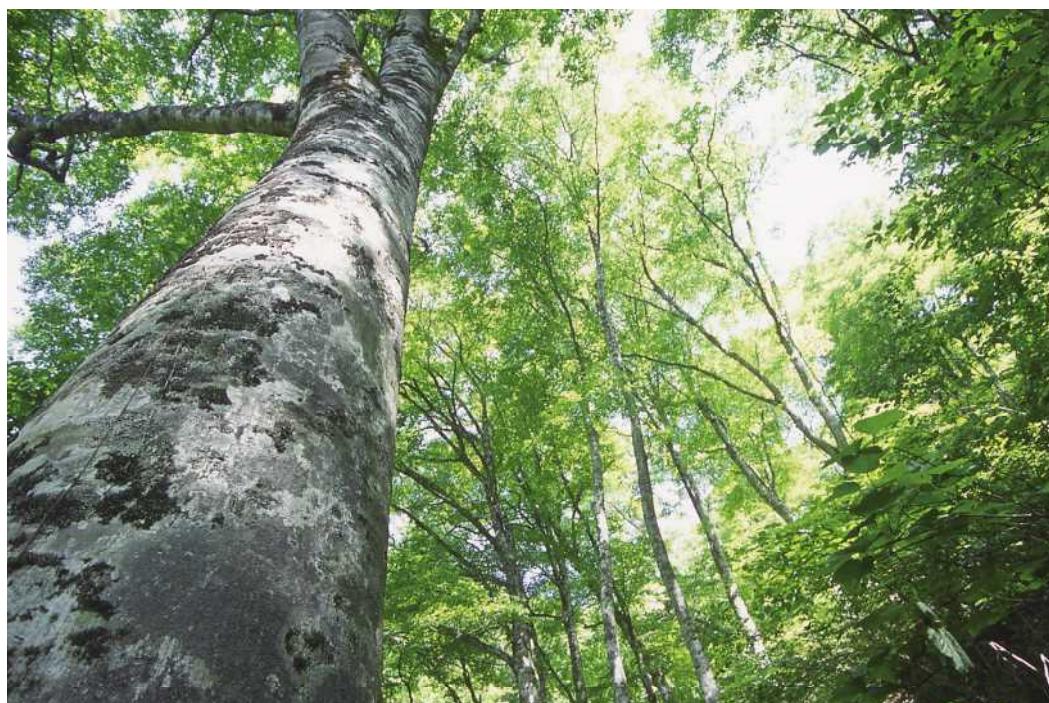




しかし、生活様式の変化による薪炭から化石燃料への転換や木材輸入の増加による木材等林産物の生産が減少することにより適切に管理されずに放置され、荒廃した森林が見られるようになってきました。

この状態が続くと琵琶湖の水源かん養はもとより県土の保全など森林の持つ多面的機能が損なわれ、県民の生活に深刻な影響をもたらすことになります。

このため、平成16年3月に制定された琵琶湖森林づくり条例に基づき、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるように施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、50年、100年先も展望しつつ、平成32年（2020年）までの期間とする計画を策定します。





2004 森の妖精イラストコンテスト作品
絵：木梨早苗さん



第2 基本計画が目指す 森林づくりの方向





基本計画が目指す森林づくりの方向

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

滋賀県の森林は琵琶湖に注ぐ水をはぐくみ、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しています。

わたくしたちはその森林を健全な状態で次代に引き継ぐように取り組みます。





基本方針

森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
県民全体で支える森林づくり

琵琶湖の水源かん養をはじめ森林が持っている多面的機能はわたくしたちの暮らしになくてはならない重要な機能であり、適期に適切に森林を整備し、森林の多面的機能を持続的に発揮する必要があります。また、森林は県民全体の貴重な財産として、森林所有者のみに任せせるのではなく県民全体で森林づくりを進めます。





基本理念の目指す姿

1 森林の多面的機能の持続的発揮と地域の特性に応じた森林づくり

多様な樹種、林齢の樹木が混在する階層構造がよく発達した針広混交林等、林内は適当な日照が確保され、大径木が点在し、また成長の旺盛な若齢の森林も生育し、下層木や下草が生育し、様々な野生動物の生息環境が確保されています。

適時、適切な密度管理がおこなわれ、雪害や風害に強い森林となり、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮される森林が、地域の特性を活かして継続して管理できる体制のもとで整備されています。

2 県民の主体的な参画による森林づくり

県民一人ひとりが水源かん養や県土の保全など多面的な機能を持つ森林の重要性を十分理解するとともに、その恵みに感謝し、自分たちにできる方法で森林づくりに協力しています。

3 全ての県民の適切な役割分担と協働による森林づくり

森林所有者や林業グループと森林ボランティアや市民団体、企業等の協働により県内各地で森林づくりが実践されています。

流域を単位とした森林づくりへの計画から実行までの段階で地域住民、森林所有者、森林ボランティア、研究機関、事業者、県・市町等多様な主体が参画しています。



4 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり

地産地消型の県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化を進め、森林空間を総合的に利用し、産学官の連携した調査研究による新用途が開発されています。

5 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

森林所有者が森林づくりを通じての社会貢献、健康管理など木材生産以外の森林の価値を認識し、県民の期待を感じながら、生き生きと森林づくりを実施しています。

森林所有者の協同組織である森林組合は、地域の森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たしています。

林業技術だけでなく森林管理技術に豊富な知識を持つ林業従事者が、良好な労働条件で就労しています。

あらゆる世代で森林環境学習が進められ、琵琶湖を持つ滋賀県の森林の重要性が広く認識されています。





基本理念のイメージ

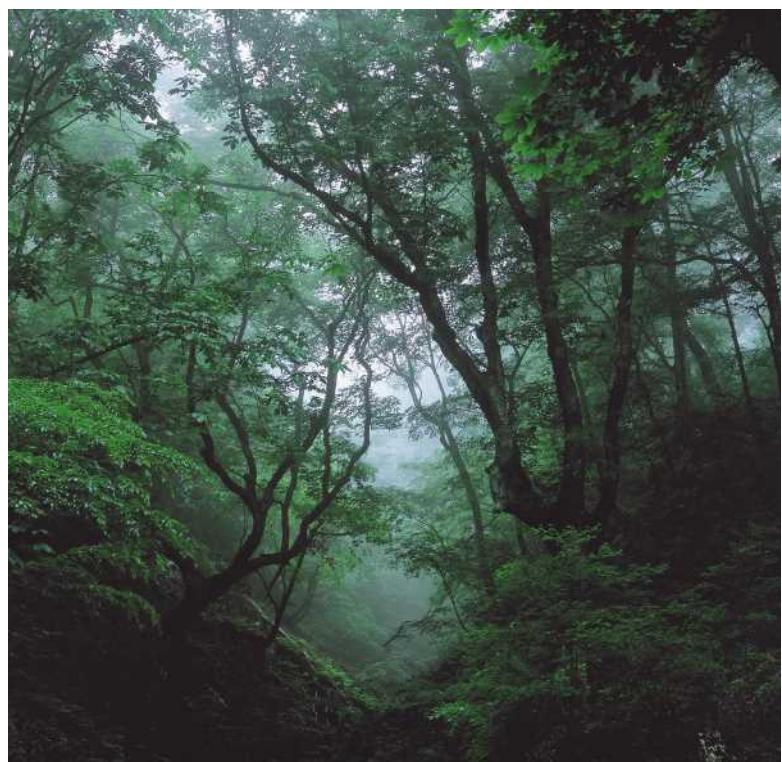


森林の多面的機能の持続的発揮





第3 基本計画の位置づけ



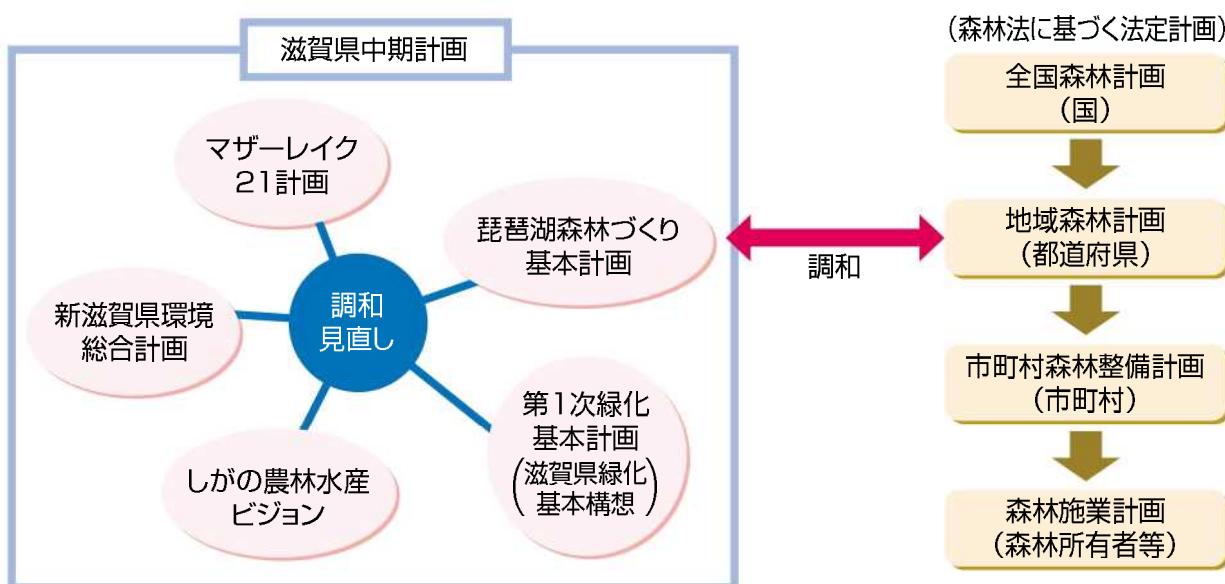


基本計画の位置づけ

1 性格と役割

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効性あるものとするためのアクションプランと位置づけます。

- 滋賀県の新しい森林づくりに関する施策の総合的、計画的な推進をする上での中心的枠組みであり、施策の基本となる方針を示します。
- 幅広い県民の皆さんからの意見・提案を反映し、協働して森林づくりを行う上での共通の指針となるものです。
- 他の県計画との関係では、県行政の総合的な推進のための最上位計画である「滋賀県中期計画」のもと、新環境総合計画などその他の県計画との調和を図ります。なお、森林づくりに関する既定の計画事項については隨時見直します。



2 計画期間

- 計画の始期：平成17年度（2005年度）
- 長期的な目標：基本施策の目標年次は平成32年度（2020年度）とします。
- 中期的な目標：戦略プロジェクトの目標年次は平成21年度（2009年度）とします。
社会経済情勢の変化に対応するため5年ごとに見直します。



第4 基本施策

森林づくりの基本となる平成32年度（2020年度）までの施策として次の4つの柱を立てました。

- 1 環境に配慮した森林づくりの推進
- 2 県民の協働による森林づくりの推進
- 3 森林資源の循環利用の促進
- 4 次代の森林を支える人づくりの推進





基本施策

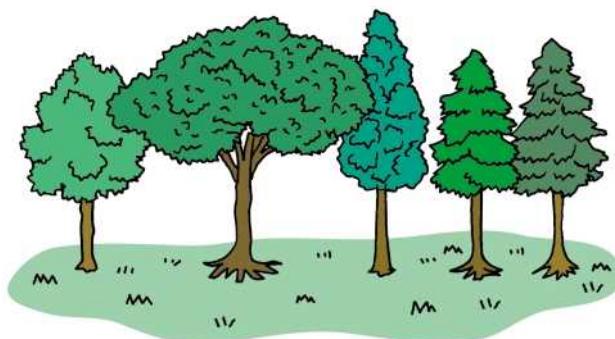
1 環境に配慮した森林づくりの推進

滋賀県の森林は県土面積の約2分の1を占め、水源かん養や県土の保全をはじめ二酸化炭素の吸収源など多面的機能を有し、県民の暮らしになくてはならないものです。特に、琵琶湖の水源として重要な森林が多面的機能を持続的に発揮できるよう地域特性に応じた森林管理に努めます。

人工林については、環境に配慮しながら木材資源の循環利用をめざす森林と、琵琶湖の水源かん養機能等多面的機能が維持・増進され持続的に発揮させるよう整備管理していく森林とに区分し整備します。

また、人工林の齢級配置からみると緊急に間伐を要する林分が多いため間伐を積極的に実施することとします。

天然林については、琵琶湖と一体化した本県独特の景観を形成する森林として保全するとともに、自然の遷移に委ねながら生物の生息域として生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進めることとし、松くい虫等による被害林や放置された里山林を中心に、地域特性に応じた森林の整備を図ります。





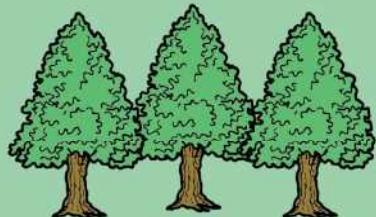
環境に配慮した森林づくりの推進

多面的機能を発揮させる森林管理の推進

人工林の特性に配慮した 森林整備の推進

木材資源の循環利用をめざす森
林の地域の実状に応じた整備

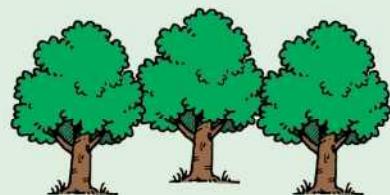
環境重視の管理を行う森林の針
広混交林への誘導



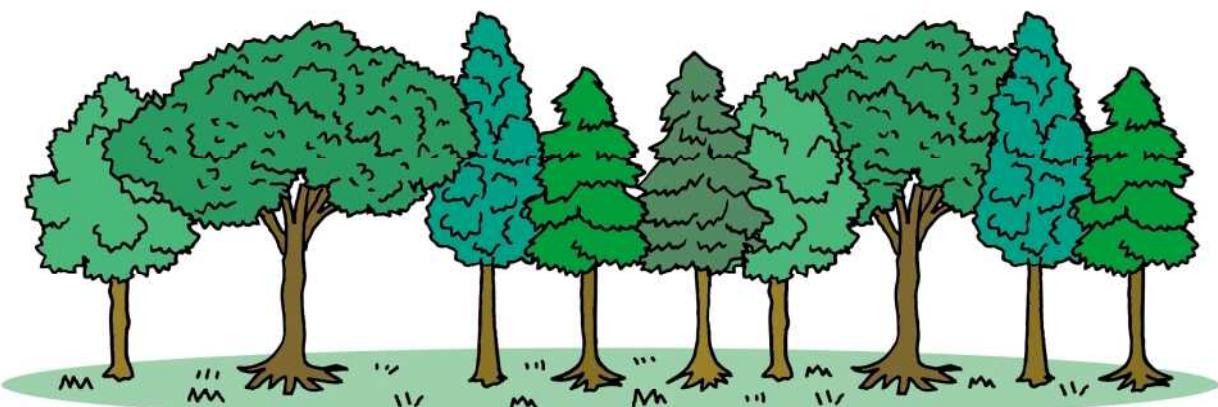
天然林の保全管理の推進

里山林の新たな森林整備の仕組
みづくり

奥山林の自然生態系の保全を主
体とした管理



多面的機能を十全に発揮させる森林整備





(1) 多面的機能を發揮させる森林管理の推進



森林の多面的機能を十全に発揮させるような森林整備に努めます。

- 森林の多面的機能を高度に発揮させるため保安林に指定し、山地災害から県民の生命財産を保全し、森林病虫獣害を削減して、森林の保全に努めます。
- 効率のよい森林管理を行うため、周辺環境と調和を図りながら林道・作業道の整備を進めます。
- 県営（有）林や造林公社営林地等の公的管理された森林については多面的機能が高度発揮されるように、適切な森林整備に努めます。
- 水源かん養機能などの公益的機能が高度に発揮できる環境に配慮した森林づくり推進のための調査・研究を行います。



(2) 人工林の特性に配慮した森林整備の推進



環境に配慮しながら木材資源の循環利用をめざす森林については、地域の実状に応じた効率的・効果的な森林整備を推進します。

- 多様化するニーズに対応した木材生産のため、適切な保育を推進し、地域特性に応じた森林整備を進めます。
- 木材生産機能とともに水源かん養などの公益的な機能を高度に発揮させるため長伐期林や複層林への誘導を図ります。
- 多面的機能を発揮させる森林づくりのため計画的な間伐を積極的に推進するとともに、路網や機械などの生産基盤を整備して森林整備の作業の効率化を図り、間伐材の利活用を進めます。



森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるよう整備管理していく森林へ転換する人工林については針広混交林へと誘導します。

- 水源かん養や県土の保全など公益的機能を発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化により多様な森林づくりを推進します。
- 林内路網の未整備等により、放置された奥地の人工林などを対象に、管理コストのかからない環境保全に優れた針広混交林に誘導するための強度な間伐による森林整備を支援します。

(3) 天然林の保全管理の推進



里山林については地域住民をはじめさまざまな主体による新たな森林整備の仕組みづくりを進めます。

- 里山林は自然を感じることのできる森林資源であり、地域の特性にあった森林管理と活用方法を検討し、県民協働による森林整備を推進します。
- 里山を林産物の生産をはじめ、環境学習やレクリエーションの場として多面的に利用することにより、地域の活性化につながる活動を進めます。



奥地林については自然生態系の保全につとめると共に、必要に応じて森林の多面的機能が高度に発揮されるよう森林整備を進めます。

- 天然のスギを交えたブナ林などの豊かな森林が広がっており、自然生態系の森林維持機能が備わっていることから、できるだけ自然の遷移に委ねた森林管理を進めます。
- 山地災害の復旧や森林病虫害の防除等により自然生態系の保全に努めます。



基 本 指 標

多面的機能を発揮させる森林管理の推進

(%)

区分	平成15年度 (現 状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
民有林に占める保安林面積 の割合	33	35	38
山地災害危険地区における 治山事業着手割合	49	57	65

治山事業による山腹崩壊地の復旧



人工林の地域特性に配慮した森林整備の推進

(%)

区分	平成15年度 (現 状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
除間伐を必要とする人工林 に対する整備割合	64	70	90

注：人工林のうち1年間に除伐や間伐を必要とする森林に対して、その年に除伐や間伐を行った森林の割合のこと。



間伐後



人工林

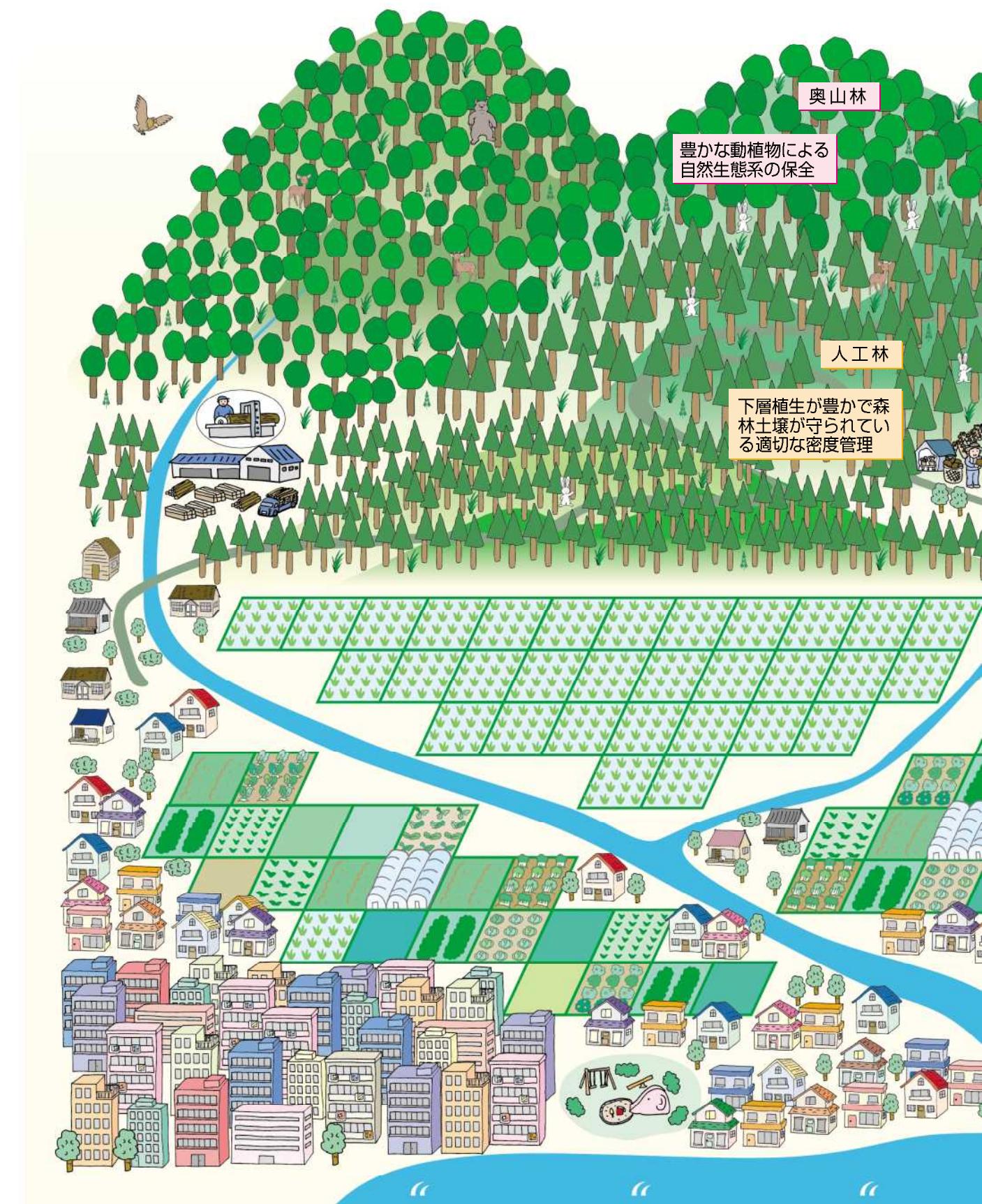


天然林



第4 基本施策

森林の多目的機能の発揮に重点をおいた森林づくりのイメージ

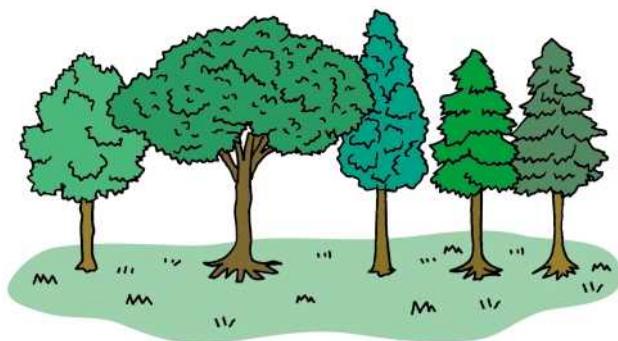






2 県民の協働による森林づくりの推進

滋賀県の森林は琵琶湖の重要な水源であり、この森林が荒廃すれば流域に住む全ての人々の生活に影響が出ます。これまでかけがえのない琵琶湖を上下流の人々が総ぐるみで守ってきました。こうした取り組みを踏まえ、琵琶湖の水源である森林を、琵琶湖から恩恵を受けている全ての上下流住民が一体となって守り育てていくことが、滋賀県らしい森林づくりのふさわしい姿です。





県民の協働による森林づくりの推進

県民の主体的な参画の促進

県民参加の森林づくり情報の提供と上下流連携の森林づくり
流域単位での森林づくりへの県民参画の組織づくり



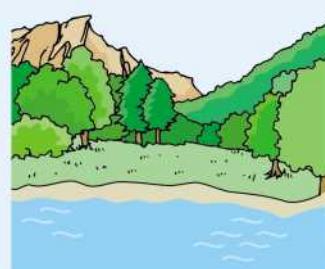
里山の整備・利活用の推進

里山整備保全活動の
新しい仕組みづくりと活動支援



びわ湖水源のもりの日 びわ湖水源のもりづくり月間 の取り組み

様々なメディアを使った普及啓発と
森林づくり活動の推進





(1) 県民の主体的な参画の促進



県民が主体的に森林づくりに参加できるよう森林・林業の情報提供や上下流連携による森林づくり活動を進めます。

- 森林の持つ多面的機能が多くの人々の暮らしに恩恵を与えてることへの理解を深めるような情報発信や普及啓発を行います。
- 森林ボランティア活動等のための情報の収集発信機能の整備やその活動に支援します。
- 琵琶湖の水源としての森林の重要性が認識されるよう、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進します。



流域の森林づくりの在り方、進め方について、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動に支援します。

- 流域を単位とした森林づくりへの計画から実行までの段階で、県・市町への提案や県民の森林づくりへの理解を深める取り組みなどを行う組織の整備や活動に対し支援します。



(2) 里山の整備・利活用の推進



県民の身近に存する里山については、県民協働で行う森林の整備保全活動に支援します。

- 里山を保全整備するため森林所有者、地域住民、市町などが連携して進める新たな仕組みづくりやその活動に支援します。

(3) びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み



びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間が定着するよう様々なメディアを通じて普及啓発を行います。

- 10月1日のびわ湖水源のもりの日が広く県民に理解されるよう普及啓発に努めます。
- びわ湖水源のもりづくり月間に、ボランティアや地域団体等が行う森林づくり活動を推進します。



基 本 指 標

県民の主体的な参画の促進

(団体数)

区分	平成15年度 (現 状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
森林づくり活動を実践している市民団体等の数	30	60	90

里山の整備・利活用の促進

(箇所数)

区分	平成15年度 (現 状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
里山整備協定林の数	0	10	40

注：里山整備協定林とは計画づくりから利活用の方法までを参画する全ての人が話し合いにより決め、面的な広がりのある整備を進めていく里山林のこと。

びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み

(人数)

区分	平成15年度 (現 状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数	1,583	3,000	13,000



植樹活動



上下流の連携

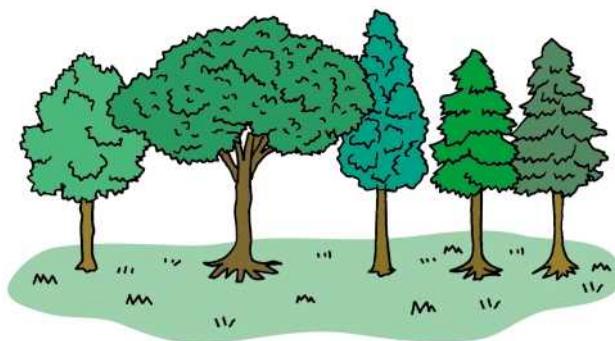


里山整備



3 森林資源の循環利用の促進

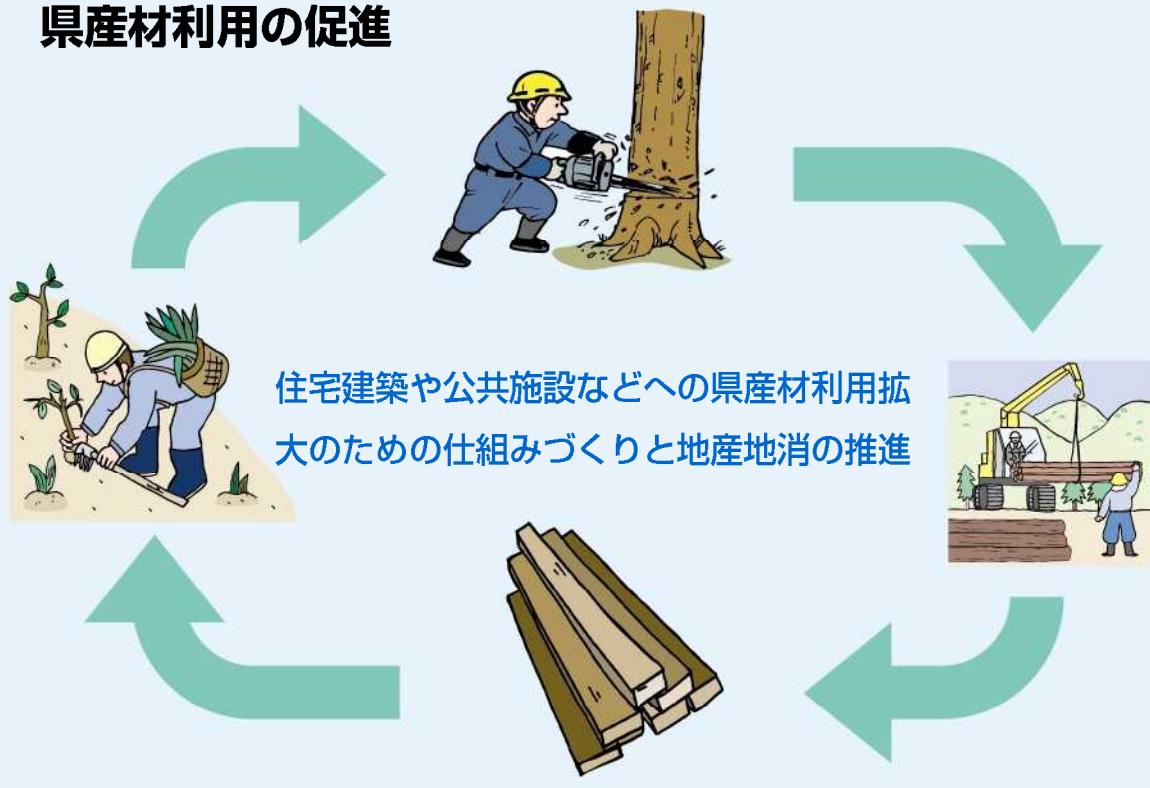
琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、結果として健全な森林整備に資することになります。また、森林は、再生可能で環境や人に優しい天然資源であり、無駄になるところがありません。森林資源を積極的に活用することは、ひとに優しく、琵琶湖に優しくそして地球環境にも優しい暮らしを推進することになります。





森林資源の循環利用の促進

県産材利用の促進



森林資源の有効な利用の促進

森林資源の新しい利用や有効な活用のための調査研究・技術開発への支援



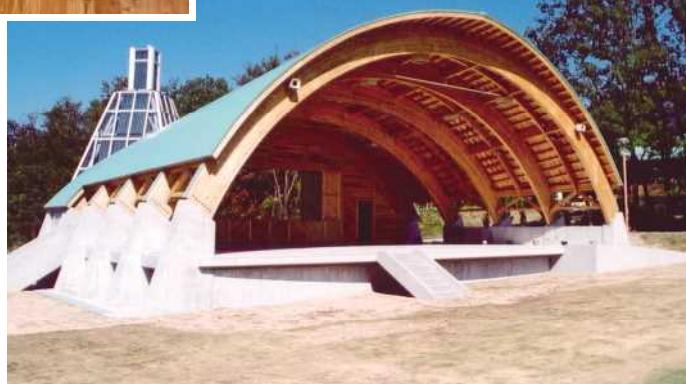


(1) 県産材の利用の促進



住宅建築や公共事業などへの県産材の利用拡大のための仕組みづくりに取り組み、地産地消を進めます。

- 県産材を活用した住宅の情報発信や研修会の開催などによる県産材利用拡大の取り組みを推進します。
- 木材加工・流通体制の整備合理化を推進するために需給情報の提供や県産材の産地証明および供給拠点づくりの取り組みを促進します。
- 県産材の利用を促進するため公共施設等の木造化・木質化や県産材を使った住宅建築の推進に取り組みます。





(2) 森林資源の有効な利用の促進



森林資源の環境に配慮した新しい利用や有効な活用のための調査研究・技術開発に支援します。

- 森林資源の新たな利用方法について産学官の連携した調査研究を進めます。
- 森林が心と体の健康づくりに活用される方策を研究・検討します。
- 県産材等を効率的に処理加工するための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進します。





基本指標

県産材の利用の促進

(%)

区分	平成15年度 (現状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
製材需要に占める県産材の割合	19	24	32

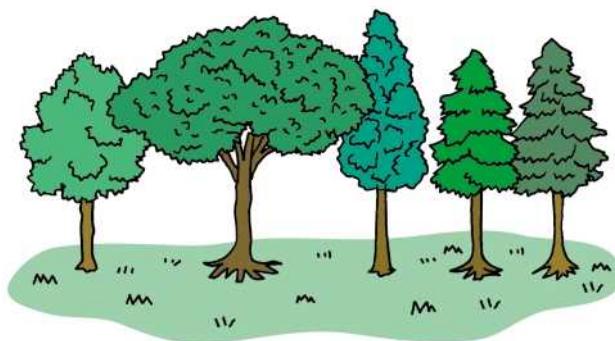






4 次代の森林を支える人づくりの推進

次代の森林を支える人づくりは、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるために特に重要な要素です。琵琶湖を育む森林を守り育てようとする意欲ある森林所有者、森林づくりの中核を担う森林組合、優秀な林業従事者、森林づくりの重要性を理解する青少年を育てるなど、森林を支える人づくりを進めます。



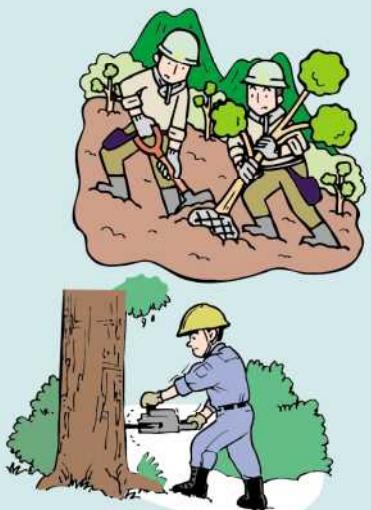


次代の森林を支える人づくりの推進



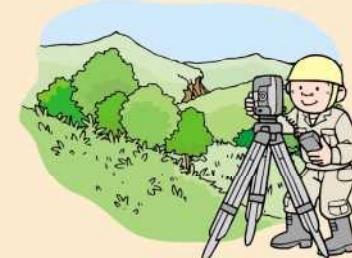
森林所有者等の意欲の高揚

森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導



森林組合の活性化

森林経営の中核的な担い手となる組織体制の充実と人材の育成



森林環境学習の推進

森林の多面的機能への理解と関心を深め森林づくりへの参加意識の高揚





(1) 森林所有者等の意欲の高揚



森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導に努めます。

- 森林整備に意欲ある森林所有者を確保するため、森林整備情報や技術情報の提供を推進します。
- 林業従事者の確保・育成のため、雇用・就業相談や森林管理技術の研修等に取り組みます。

(2) 森林組合の活性化



森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、組織体制の充実と人材の育成に対して支援します。

- 森林組合改革プランで目指す中核組合を基本に1県1組合をめざします。
- 林業労働力確保支援センターと連携し、森林整備の担い手となる人材の育成に努めます。



(3) 森林環境学習の推進

県民に森林の多面的機能についての理解と関心を深め、森林づくりへの参加意識の高揚に努めます。

- さまざまな世代の県民に、既存の施設や里山および公有林等で森林体験を通しての森林環境学習を進めます。
- 森林体験を含めた森林環境学習の取り組みを、学校や地域の実態に応じて推進するとともに、森林体験の場の確保や指導者への支援に努めます。





基本指標

森林所有者等の意欲の高揚

(集落数)

区分	平成15年度 (現状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
地域の森林づくりを推進する集落数	25	75	100

注：地域の森林づくりを推進する集落とは集落ごとにそれぞれの地域に応じた森林づくりについて話し合いの場が持たれ、共通の理解のもとに森林整備が進められる集落のこと。

森林組合の活性化

(%)

区分	平成15年度 (現状)	平成21年度 (中期的な目標)	平成32年度 (長期的な目標)
受託契約に占める長期にわたり契約の割合	10	20	50



森林所有者後継者育成



林業従事者研修



森林環境学習

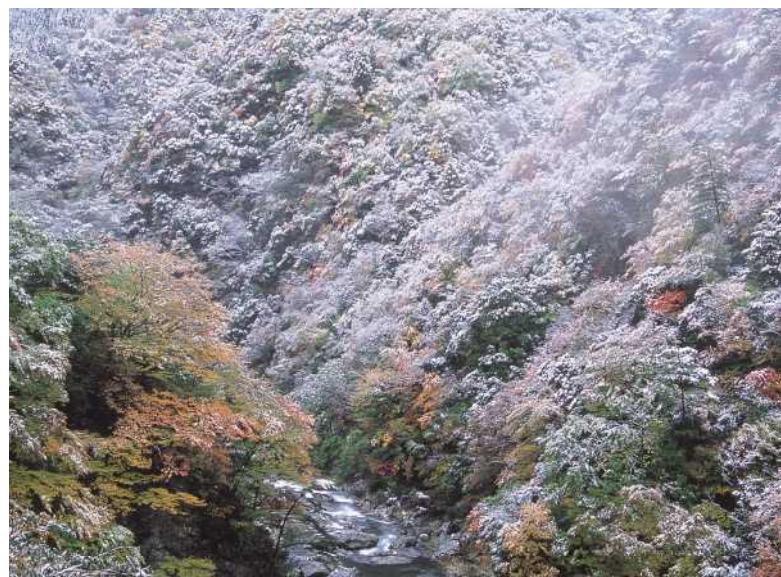


2004 森の妖精イラストコンテスト作品
絵：山野隆司さん（左）、増井あきのりさん（右）



第5 戰略プロジェクト

戦略プロジェクトは、基本施策を具体的、計画的に進めるために、重点的かつ戦略的に取り組む施策を掲げたものです。





戦略1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

適切な管理を進め、多様な森林づくりに取り組みます。

滋賀県の森林は、間伐を実施する必要のある林齢の森林が多く、森林の持つ多面的機能を高度に持続して発揮するためには、適時に適切な間伐が必要です。このため間伐手遅れ森林をなくすため間伐の総合的な対策に取り組むとともに、地形的、経済的に不利な人工林については針広混交林へと誘導するなどの対策により地域特性に応じた森林づくりに取り組みます。

環境林の推進

- 森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、人工林を強度に間伐し、単層林から広葉樹が共に生育する混交林へ誘導します。
- 森林と琵琶湖の水源との関わりについて研究・解析し、環境に配慮した新たな森林管理方法を検討します。

間伐総合対策の推進

- 森林の多面的機能が高度に発揮されるよう、間伐が必要な人工林の状況や森林所有者の意向調査を行い、市町と連携して、総合的かつ計画的な間伐の実施を推進します。
- 長伐期化をめざす森林は、保育期間の長期化に伴い高い林齢においても間伐を実施します。
- 林道・作業道の開設・改良・舗装、機械の導入やリース活用などを森林づくりと一体的にきめ細かく基盤整備し作業の効率化、低コスト化を図ります。
- 間伐材の公共事業等への利用や産地証明・新用途開発による利活用の促進で間伐の推進を図ります。



5年間の取り組み

区分	平成15年度	平成21年度
環境林面積	0	800

区分	平成15年度	平成21年度
年間間伐実施面積	1,920	2,600

区分	平成15年度	平成21年度
年間間伐材利用量	2,000	4,000

環境林とは

森林は、自然に樹木が芽生え生長した天然林と、これまで人が木材を利用するためにスギやヒノキを植えたいわゆる人工林とに区分できます。

環境林は人工林のうち自然生態系が豊かで、管理のほとんどいらない安定した森林を目的としており、針葉樹と広葉樹が混交した森林を目指しています。

特に、「環境林の推進」とは、現時点で林業採算性が低く、木材生産を目的としない森林を強度な間伐により林内に光を入れ、下草や広葉樹の生育を促し、20年程度をかけ針広混交林へ移行するものです。

森林所有者には20年間の伐採制限や、強度な間伐による混交林化についての協定を市町と締結し、将来にわたって多様な森林として管理をしていただきます。





戦略2 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト

県民が森林づくり活動に参加する意欲を高めます。

森林のもつ多面的機能を高度に發揮させる森林づくりを県民全体で取り組んでいくという協働の仕組みを早急に確立する必要があります。このため上下流が連携して森林づくりに取り組むことや、地域と密接な関係にある里山を保全整備し利活用を図るとともに、森林づくりに積極的に参加する意欲を高める契機として、びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の普及啓発を行います。

県民が森林づくりに参加できる体制づくり

- 県民の新たな森林づくりへの参画のため、流域における新たな森林づくりのあり方、進め方について、県・市町への意見・提案を行ったり、地域の様々なグループの森林整備活動のきっかけづくりや活動への助言を行う（仮称）流域森林づくり委員会を設置するとともにその委員会活動を推進します。
- 身近にある里山を県民参加の森林づくりの場として活用するため、里山を地域特性に応じた利用や整備について話し合う組織づくりを推進するとともにその森林整備活動に市町と連携して支援します。
- 森林ボランティア活動を進める情報発信機能の整備を進め、ボランティア活動や森林環境学習等の場を確保し、指導者の養成を行います。
- 琵琶湖と源流にある森林をつなぐ水源の森林づくりなど下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくり活動や緑の募金を活用した森林づくりを進めます。

びわ湖水源のもりの日の啓発

- 県民全体で森林づくりに取り組む意識を高めるような行事を実施します。
- びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間に定着するようテレビやラジオ、新聞など様々なメディアを通じたPRを行います。
- びわ湖水源のもりづくり月間に集中して琵琶湖の水源にふさわしい森林づくりを行うボランティア団体や地域団体の活動を支援します。



5年間の取り組み

(日)

区分	平成15年度	平成21年度
森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数	190	400

(箇所数)

区分	平成15年度	平成21年度
(仮称)流域森林づくり委員会の設置数	0	7

(仮称)流域森林づくり委員会

(仮称) 流域森林づくり委員会は新たな森林づくりに県民の皆さんに参加していただきたための組織で滋賀県の振興局（県事務所）単位に設置することを想定しています。

主な役割は、森林づくりの理解を深めるような活動や、県や市町の森林づくりのあり方や進め方の方針検討等に参画していただくものです。

また、地域では森林づくりや里山づくりなど行う森林管理者やグループに対して森林情報の提供や森林整備・活用に助言をしていただきます。

委員会の主な構成メンバー（予定）

- 森林管理を行っている人：森林所有者、森林組合等
- 森林や森林資源を活用する人：森林ボランティア、NPO、企業等
- 地域で生活する人：地域の住民、一般県民等
- 森林づくりを研究している人：大学、研究機関、学識経験者等





戦略3 森林資源の循環利用促進プロジェクト

地産地消によって環境にやさしい木の文化づくりを進めます。

地域の木材が地域で利用されることで森林の整備が進み山村の活力も増進します。そこで木材をはじめ、動植物や森林空間を含めた森林資源の全てが有効に利活用されるよう、木材の伐採から加工、流通、消費に至る資源循環体制を整備するとともに、木材資源の新用途の開発や、森林空間を福祉や医療、健康づくりに利用する研究に取り組みます。

産地証明で進める県産材の利用

- 県産材の供給から加工・流通にいたる情報管理体制を整備し、琵琶湖の水源である森林から生産された木材と位置づける産地証明により利用拡大を図ります。
- 県産材利用推進のイベントや研修会開催により環境にやさしい材料である木材の利用や県産材での家づくりを普及啓発します。
- 県産材の利用を促進するため木造公共施設等や内装の木質化、木製外構施設の整備を進め、木造住宅建築における県産材の使用を推進し、地産地消による県産材住宅建築の活動を促進します。
- 青少年へ木材の良さを普及するため学校等への県産材の学習机等の導入を推進します。

森林の新たな活用と研究の推進

- 森林資源を利用した新用途の調査・研究と、木材や木質成分を利用した製品の開発を進めます。
- 森林空間のもつ癒しや安らぎの効果をはじめとする多面的な活用に関する調査・研究を推進します。
- 木質バイオマスの有効活用を図るため林地残材や製材工場残材等の収集・運搬システムや木質バイオマスエネルギー利活用施設等の整備への取り組みを推進します。



5年間の取り組み

		(%)				(組)	
区分	平成15年度	平成21年度		区分	平成15年度	平成21年度	
県産材产地 証明割合	0	20		県産材の学習 機累積導入数	2,700	16,200	

森林資源の新たな利用と研究の推進

県産材产地証明制度

*地域材を地域で使っていくためのシステムを目指して





戦略4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

森林づくりの大切さを広めます。

琵琶湖の水源となる森林を守り育て次代へ引き継いでいくためには、すべての県民がそれぞれの立場で理解し、協働で取り組むことが大切です。このため森林整備や技術情報を発信し、森林整備の担い手となる林業従事者や指導者としての森林組合の育成を通じて森林所有者の意欲を高めるとともに、広く森林づくりを支援する人材を確保・育成するためあらゆる世代で森林環境学習に力を入れます。

森林環境学習の推進

- 生涯にわたった森林環境学習を推進するため、森林づくり体験や木とのふれあい体験の場として、既存の施設および公有林の活用を進めます。
- 森林環境学習の推進として、学校や地域の実態に応じて、琵琶湖と森林をつなぐ体験学習の充実に努めます。
- 森林体験学習を推進するため、その指導者へ学習プログラムの提供などの支援や体験学習をサポートするボランティアの養成および活用に努めます。

森林を育む担い手づくり

- 森林所有者への森林整備情報の提供や技術指導を通して森林の適切な管理を行うよう働きかけます。
- 森林斡旋等の森林情報の提供により森林整備に意欲のある新たな森林所有者を確保する取り組みを推進します。
- 林業就労希望者への雇用・就業相談を進め、林業従事者の就労条件の改善や技術研修による従事者育成の取り組みを進めます。
- 森林組合の合併や組合加入率の向上などにより、真に地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たしうる組織を目指します。
- 地域特性に応じた森林づくりを環境に配慮して推進できる技術者の養成を進めます。



5年間の取り組み

(箇所数)		
区分	平成15年度	平成21年度
森林環境学習の指導員が常駐する施設数	1	10
(組合数)		
区分	平成15年度	平成21年度
森林組合の数	17	7

(%)		
区分	平成15年度	平成21年度
60歳以下の作業員の占める割合	46	55

滋賀県内にある主な公共の森林体験交流施設 一覧

	市町	施設名	宿泊施設（バンガローを含む）
1	大津市	葛川森林キャンプ場、葛川少年自然の家	バンガロー、キャンプ場
2	栗東市	こんぜの里「森遊館」	宿泊施設、バンガロー
3	野洲市	近江富士花緑公園	宿泊施設、バンガロー
4	甲賀市	青土ダム・エコーバレー	コテージ、キャンプ場
5	日野町	グリム冒険の森	コテージ、オートキャンプ場
6	東近江市	愛郷の森	コテージ、キャンプ場
7	多賀町	高取山ふれあい公園	バンガロー、オートキャンプ場、キャンプ場
8	米原市	グリーンパーク山東	宿泊施設、コテージ、オートキャンプ場
9	米原市	アグリコテージ	コテージ
10	浅井町	高山キャンプ場	バンガロー、オートキャンプ場、キャンプ場
11	木之本町	大見いこいの広場	バンガロー、オートキャンプ場
12	余呉町	ウッディパル余呉	コテージ、キャンプ場
13	高島市	家族旅行村「ビラデスト今津」	宿泊施設、コテージ、オートキャンプ場
14	高島市	グリーンパーク「想い出の森」	宿泊施設、コテージ、オートキャンプ場
15	高島市	ガリバー旅行村	宿泊施設、バンガロー、オートキャンプ場、キャンプ場
16	志賀町	比良げんき村	キャンプ場



2004 森の妖精イラストコンテスト作品
絵：角井智美さん（左）、杉山浩さん（右）



第6 推進体制





推進体制

1 財源の確保

○新たな森林づくりを進めていくうえでは、施策の重点化等とあわせ新たな財源を確保する必要があり、その負担について具体的な仕組みを構築します。

2 進行管理と点検評価

○今後も森林を取り巻く社会情勢に大きな変化が予想されるなかで、本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム【計画(PLAN)－実施(DO)－評価(CHECK)－反映(ACTION)】」による進行管理を行います。

○毎年度、指標の達成度、数値目標達成度および事業の進行状況を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価します。

○それらの結果を本計画等の改善に反映し、5年ごとに戦略プロジェクトの見直しを行います。

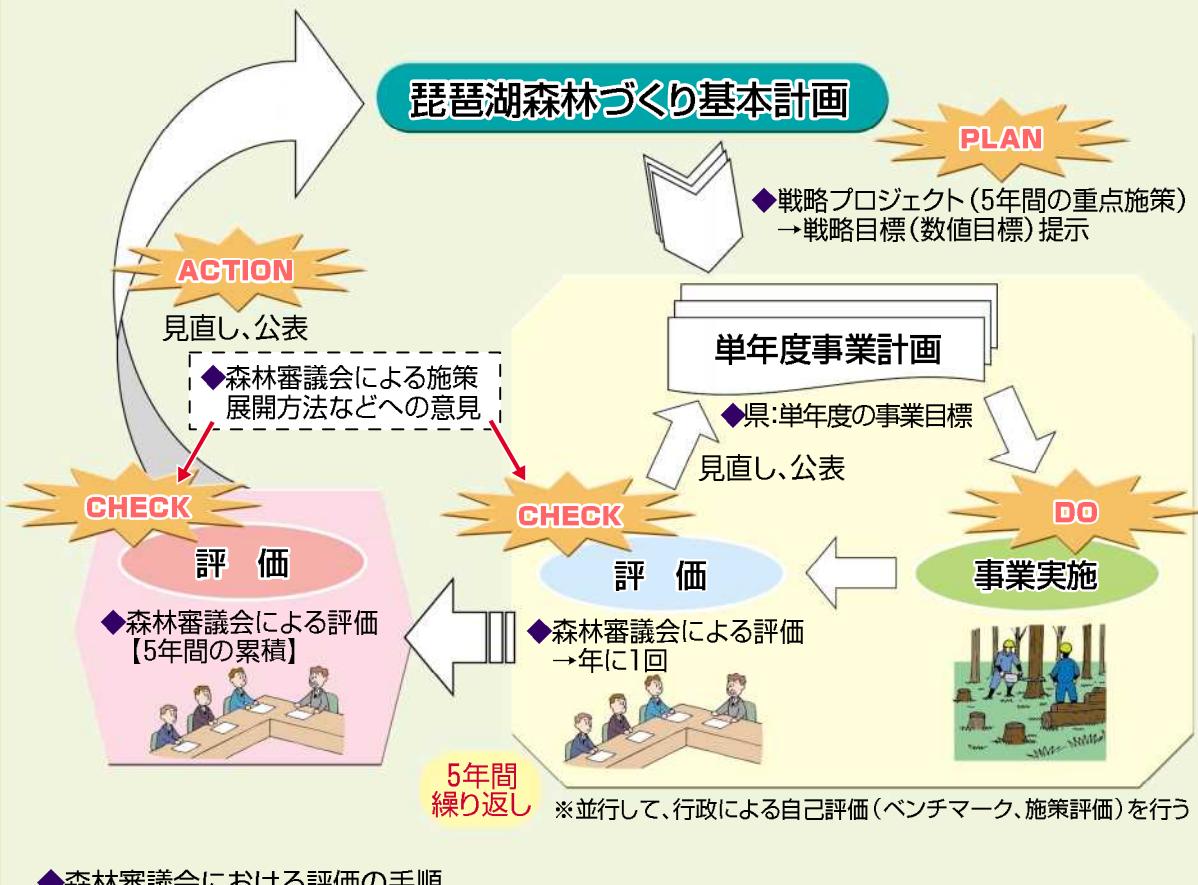
○評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施します。

3 実施状況の公表

○森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況については、県の広報誌やホームページ等を通じて広く公表します。



点検評価のイメージ





2004 森の妖精イラストコンテスト作品
絵：平田満優さん

参 考 資 料

目 次

1. 琵琶湖森林づくり条例のあらまし	1
2. 滋賀県の森林・林業の現況	6
3. 森林の持つ多面的機能	13
4. 第37回滋賀県政世論調査（森林づくりに関する調査）結果	15
5. 琵琶湖森林づくり基本計画策定までの経過	17
6. 滋賀県森林審議会委員名簿	18
7. 用語解説	19

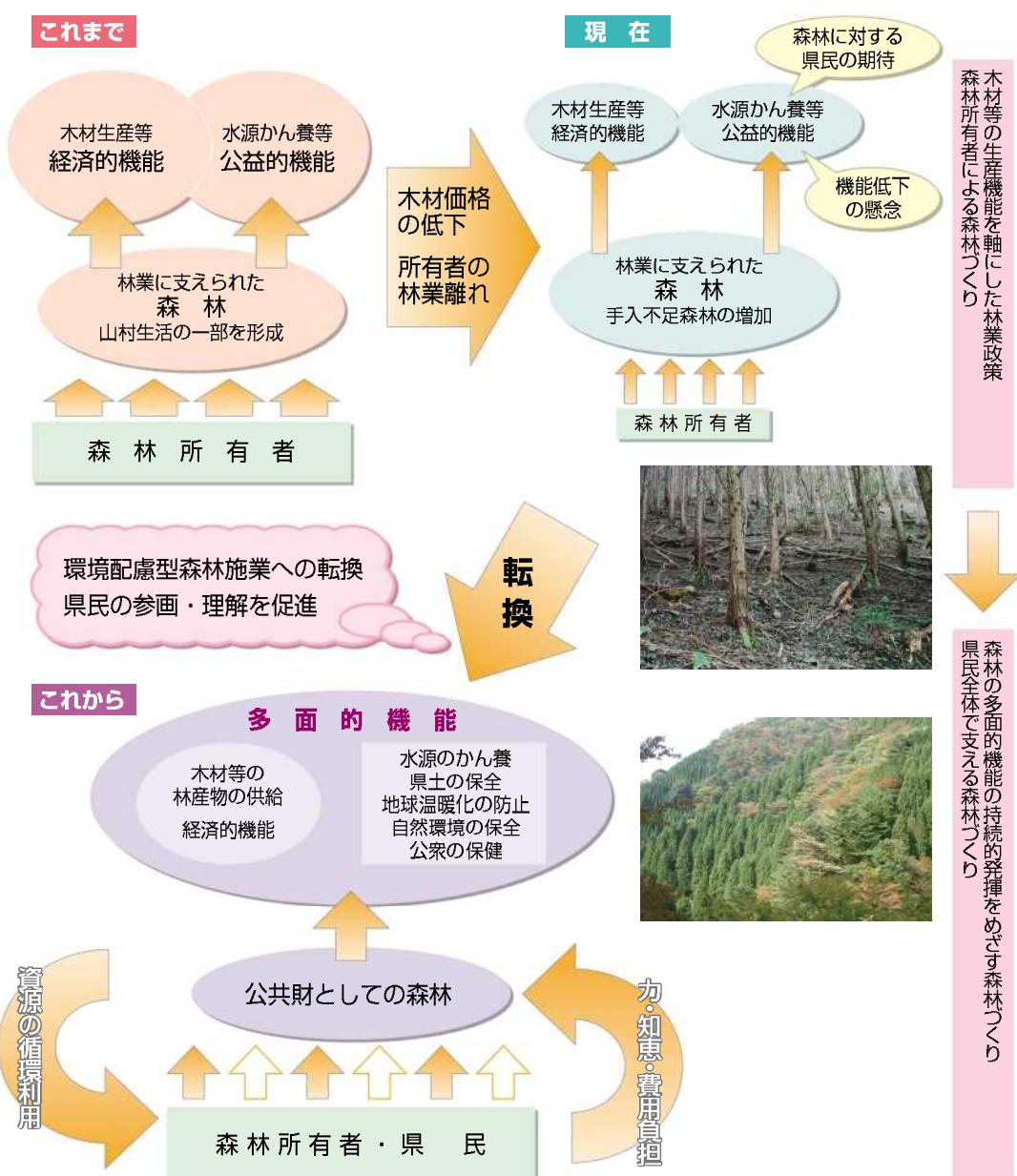
1. 琵琶湖森林づくり条例のあらまし

条例制定の背景

■ なぜ今、森林について考えるのでしょうか。

私たちの暮らしを支える森林の多面的な機能は、かつて森林と人が深くかかわり、また、林業が活発に行われることにより森林の手入れがされ、その結果として発揮されてきましたのです。

しかし、現在、手入れが行き届かずに荒れた森林が増えています。



■ 県民が協働して目指すべき森林をつくるため、その仕組みとして条例を制定しました。

森林のもつ多面的機能の恩恵を広く県民は受けています。そして、特に、滋賀県は生命の源となる琵琶湖を預かっていることから、その水源となる琵琶湖を取り囲む森林を健全な状態で次の世代に引き継いでいく必要があるのです。

琵琶湖森林づくり条例の概要

平成16年4月1日施行

目的 森林の多面的機能(水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能)の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

それぞれの責務等

県	森林所有者	森林組合	県民	事業者
<ul style="list-style-type: none">●基本理念に従って基本的かつ総合的な施策を策定・実施●市町・国との連携●県の施策へ琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力	<ul style="list-style-type: none">●所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり●県が行う施策への協力	<ul style="list-style-type: none">●地域における森林経営の中核的担い手●森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み●県が行う施策への協力	<ul style="list-style-type: none">●森林の恵みを享受しているという認識を深めること●森林づくりに関する活動への積極的参加●県が行う施策への協力	<ul style="list-style-type: none">●森林の多面的機能の確保への配慮●県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

①基本計画の策定

- 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画策定
(中長期的目標、基本方針、施策の方向等)

②環境に配慮した森林施業等の推進

- 地域の自然的条件・社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業を計画的に推進
(地域特性を活かしつつ、単層林から複層林・長伐期林へ)
(天然林の保全と活用)
- 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
(間伐や間伐材の搬出・有効利用の促進等)

③県民の協働による森林づくりの推進

- 県民の主体的な参画の促進等
 - 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進
 - 県民等が行う森林づくりに関する活動に対する支援
- 里山の保全の推進
 - 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援
- 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進
 - 県、市町等に対し流域の森林づくりのあり方等について提案を行う組織の整備の促進およびその活動に対する支援
- びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間
 - びわ湖水源のもりの日…10月1日
 - びわ湖水源のもりづくり月間…10月

④森林資源の利用の促進

- 県産材の利用の促進
 - 県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用等
- 森林資源の有効な利用促進
 - 森林資源の新たな利用等を促進するための調査研究、技術開発に対する支援等

⑤森林づくりを支える人材の確保・育成

- 森林所有者の意欲の高揚等
 - 情報提供、技術指導等
 - 林業労働力の確保
- 森林組合の活性化(担い手としての機能強化)
 - 組織体制充実、人材育成取組み支援
- 森林環境学習の促進
 - 森林体験活動の場の提供、情報提供

⑥財政上の措置

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果してきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることいかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第11条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るために、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第12条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてはなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第13条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第14条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第15条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第16条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第17条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第18条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第19条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他の森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第21条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

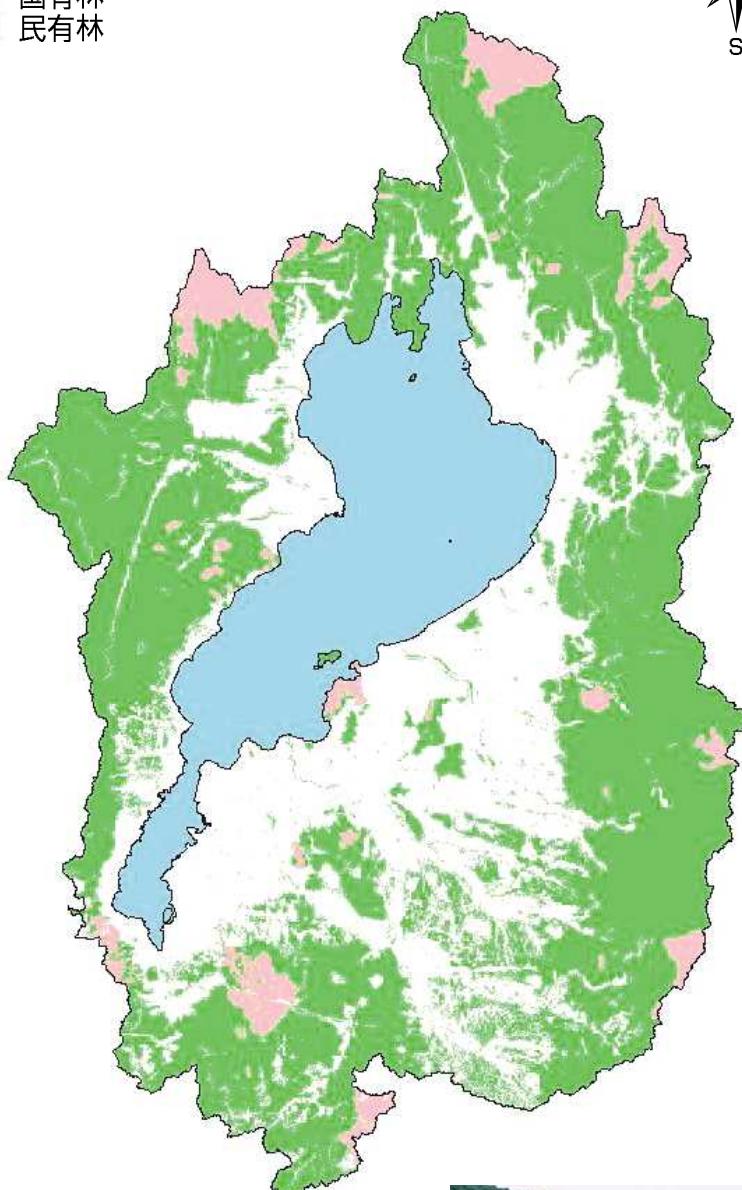
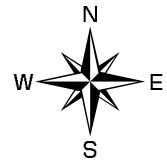
2. 滋賀県の森林・林業の現況

(※この統計の数値等は、平成15年度末現在のものです)

滋賀県森林分布図



国有林
民有林



滋賀県の森林面積
は県土の約1/2、
琵琶湖の面積の約
3倍です。

0 20 40 km

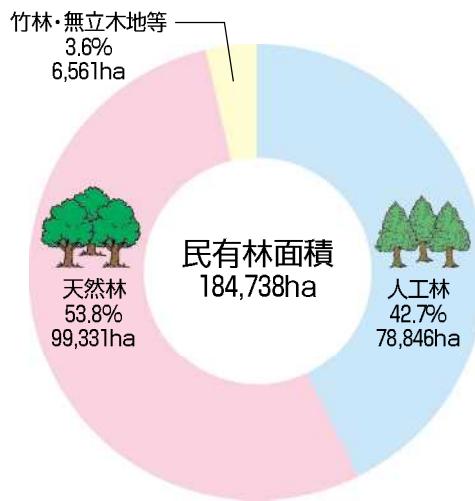
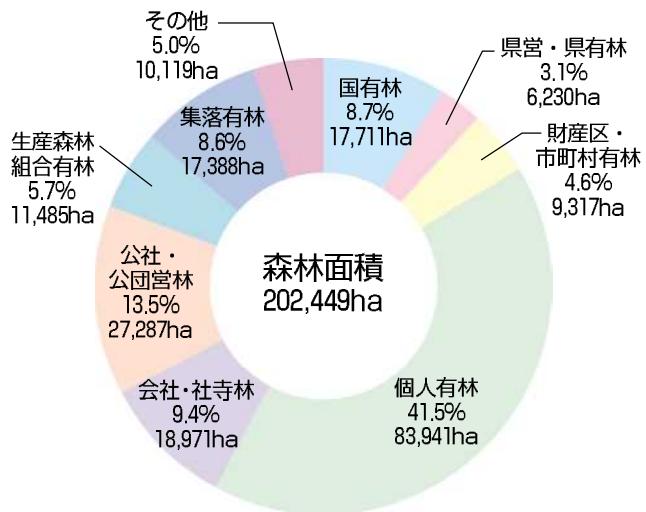


滋賀県の森林・林業の現状

県土の約半分は森林です。

民有林の占める割合が高く、その中で個人が所有する森林が41.5%で一番多くなっています。

※民有林：国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。



人工林の割合は43%で天然林の割合は54%です。

本県の人工林率は、全国平均とほぼ同じです。(全国：人工林率41%)

※人工林：人の手によって苗木を植えたり、種をまいて育てた森林。

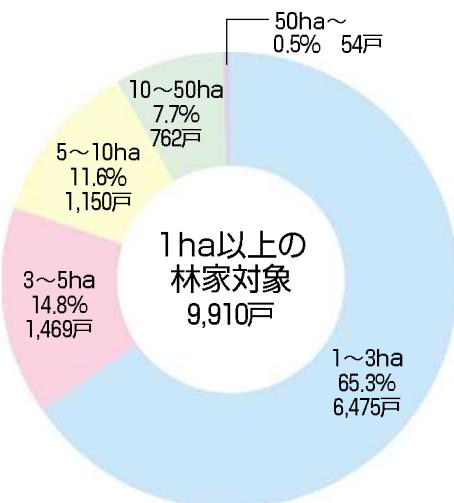
※天然林：自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

小規模経営の林家が多くをしめています。

1ha以上の森林を所有している林家のうち、5ha以下の小規模林家が全体の約80%を占めています。

※林家：所有山林が1ha以上の世帯。

保有規模別林家戸数と森林所有率

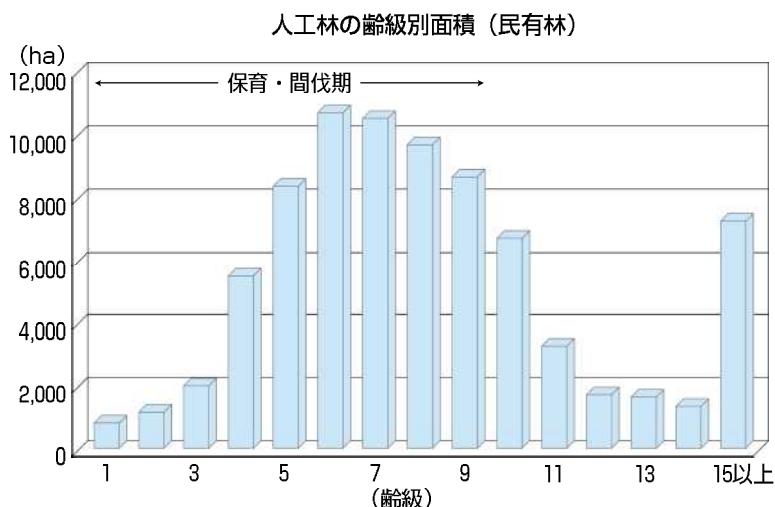


2000年 世界農業センサスより
注：計の不一致は四捨五入による。

本県の人工林はまだまだ手入れが必要です。

手入れが必要な森林（9齢級以下）は、全体の72.4%で、間伐の対象となる森林（3～9齢級）は69.9%を占めています。

※齢 級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。例えば林齢1～5年生までは1齢級、6～10年生までは2齢級となります。



手入れが必要な森林



適正に手入れされた森林



間伐作業

間伐が必要な状態です。

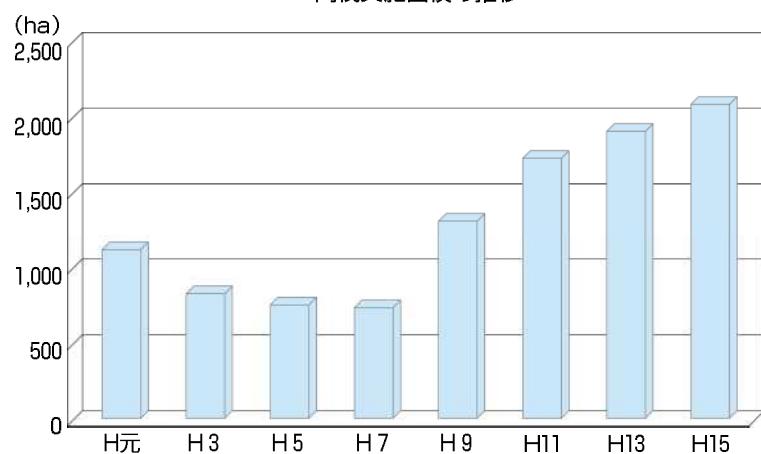
木々が成長し、林内が過密になると間伐が必要になります。間伐により林内に光が入り、木々が健全に育ち、下草が生え土壌が保全され森林の持つ多面的な機能が発揮されます。滋賀県では平成12年から5ヶ年で1万haを目標に間伐の推進をしています。

※間 伐：成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。



間伐によって明るくなった林内

間伐実施面積の推移



森林の保全

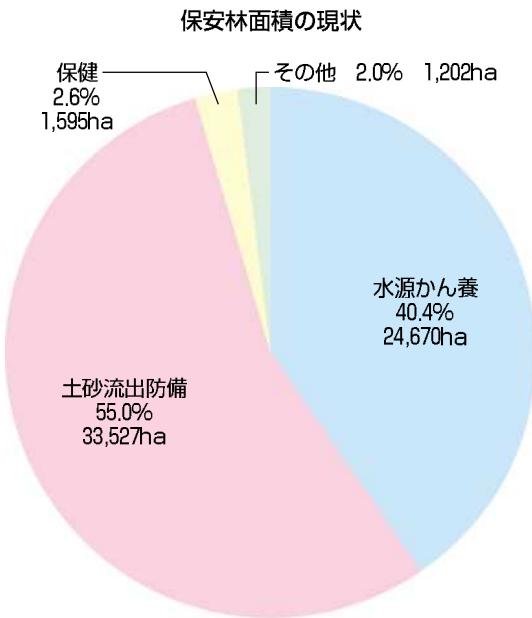
重要な働きをする森林は 保安林に指定されています。

保安林面積は、民有林面積の約3割にあたり、その中で水源かん養保安林と土砂流出防備保安林を合わせると95%を占めています。また最近では、人々に安らぎとうるおいを与える保健保安林も増加しています。

※保 安 林：私達の暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林。

※水源かん養機能：洪水を防ぐとともに、雨水を地下水として蓄え、徐々に川へ送り出す機能。

※土砂流出防備機能：土砂の流出を防ぐ機能。



水源かん養保安林

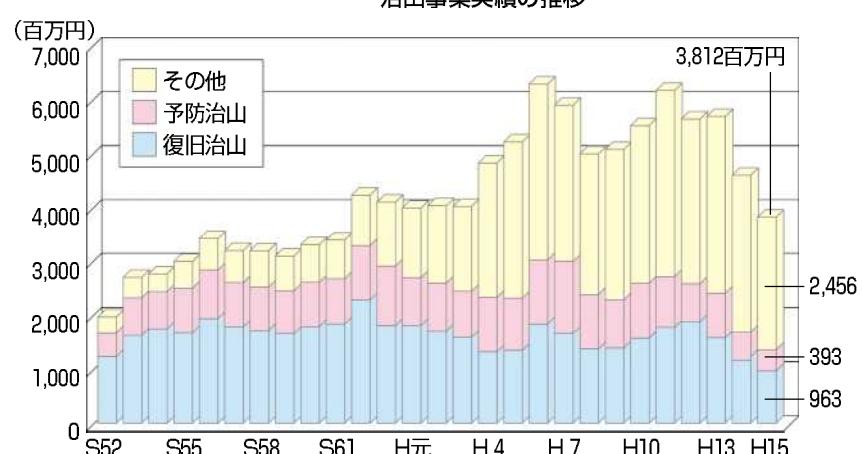


治山施設

治山事業は森林や私達の生活を 守ってくれます。

治山事業は、山地災害の復旧や防止に貢献しています。特に滋賀県では、田上山に代表されるはげ山の緑化などに成果を上げてきました。近年は、水源かん養や生活環境の保全・形成を図ることを目的とした治山事業も積極的に実施されています。

治山事業実績の推移



※復旧治山：山腹崩壊地、はげ山、荒廃渓流などを復旧整備する事業。

※予防治山：荒廃のきざしのある渓流などを整備し、災害を未然に防止する事業。

※そ の 他：水源かん養や生活環境の保全・向上を図るための森林整備などを実施する事業。

森林の基盤整備

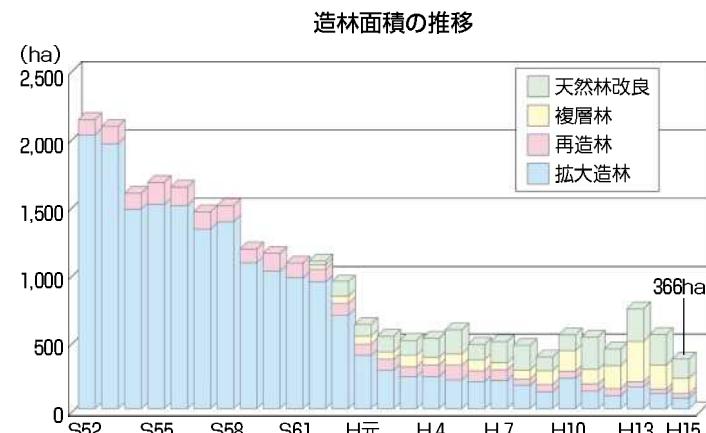
森林づくりが変化してきています。

人工造林面積は平成元年に急減しています。しかし、一方では複層林施業や天然林を改良し育成するなど、地域の特性にあった多様な森林づくりが行われるようになってきています。

※拡大造林：天然林を伐採した跡地や原野に、人の手で苗木を植え育てること。

※再造林：人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

※複層林：伐採を一度に行わず、大きな木の下に若い木を育て、林齢や樹種の異なる木で構成される森林。



林道整備によって適切な森林整備ができます。

林道の整備は、木材の搬出や森林保育のコストの削減に貢献し、生産性の高い林業を確立するために必要です。また林道は山村住民の生活道路としても重要な役割を担っています。平成15年度の林道(自動車道)の総延長は948kmで、林道密度5.1m/haとなっています。

※林道密度：森林の単位面積 (ha) 当たりの林道延長。

森林の被害状況

松くい虫による被害が続いています。

松くい虫の被害は、昭和60年代前半にピークを迎えた後減少していましたが、平成3年度を境に再び増加し、平成6年度には12,000m³を越えました。しかし、その後再び減少傾向になり、8年度は10,000m³を下回りましたが、気象状況等により再び増加する恐れがあるため、よりきめ細やかな対策を継続的に行っていく必要があります。

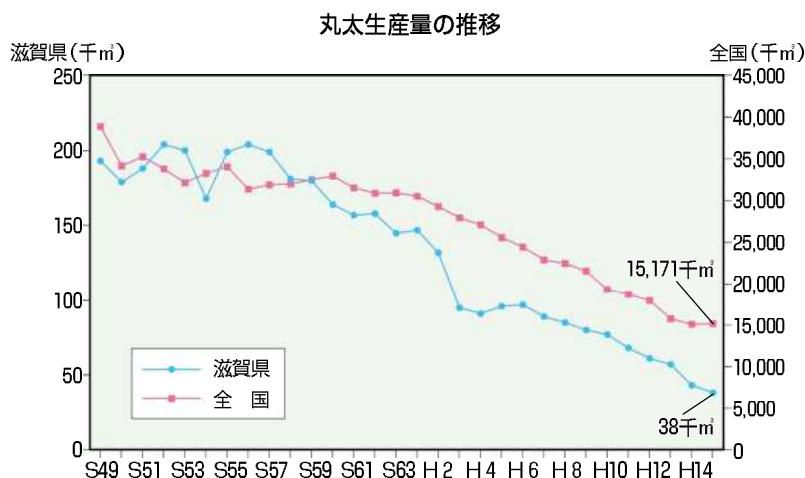


※松くい虫：マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウという線虫のこと。

林産物の経営状況

丸太の生産量は減少しています。

丸太生産量は、長期的に木材価格が生産コストに対して低水準にあることなどから、全国的にも依然として減少傾向にあります。平成15年の本県の生産量は38,000m³となっています。



木材の搬出



製材の様子



しいたけの生産量が減少しています。

平成に入ってからしいたけの生産量は増加していましたが、中国産しいたけの輸入の影響や生産者の高齢化などにより減少に転じています。

平成15年の生産量は、菌床栽培441t、原木栽培176tとなっています。



原木栽培



県民参加による森林づくり

多くの子ども達が森林に 関心を持っています。

小・中学校のモデル校において「おうみ・森っこスクール」を開催し、初・中等教育における森林・林業教育を進めています。また、各地域で緑の少年団が活発に活動しています。

- 平成15年度「おうみ・森っこスクール」開催数
22校 延べ79日 参加者延べ2,006人
- 緑の少年団 団員数（平成16年5月）
81団 3,513人

※緑の少年団：次代を担う子ども達が、緑に関わる活動を通じて、心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体。



市民参加による森林づくり活動 を進めています。

市民が気軽に森林づくり活動に参加できるよう森林ボランティア活動の機会を提供し、各種森林ボランティア活動の支援や活動の核となる人材の養成に努めています。

- 平成15年度森林ボランティア活動実績
19回 参加者延べ511人
- 緑サポーター養成研修
1講座 養成者67人

※緑サポーター：樹木の診断・治療の補助作業を行う人。



林業後継者の育成確保に 努めています。

林業の担い手を養成し、安定した林業経営と適正な森林管理を行うための知識技術を普及しています。また、地域林業の担い手である林業研究グループの活動を支援しています。

- 平成15年度淡海林業塾開講数
24回
- 林業研究グループの現況
18グループ 1,015人

※淡海林業塾：林業後継者を中心として次代の林業の担い手を養成するための研修会。



みどりのイベントを 開催しています。

「みどりの日」を中心に、幼児や子どもから高齢者まで楽しめるみどりのイベントを開催し、湖国のみどりづくりを推進しています。

- 淡海みどりの集い
第51回滋賀県植樹の集いとして、今津町で「みんなでつくろう碧いびわ湖と緑の里山」をテーマに実施 参加者1,000人
- グリーンジャンボリー（緑の少年団交流会）
毎年、県内の緑の少年団の交流を図るために開催し、平成15年度はビラデスト今津で植樹やきのこの植菌・自然観察などを実施 参加者50団 714名



3. 森林の持つ多面的機能

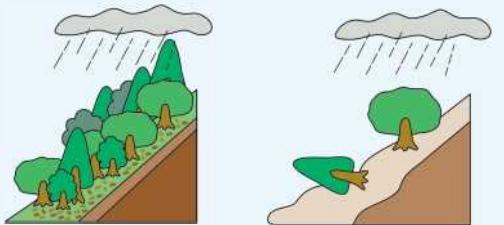
1. 洪水や渇水を防ぎ、おいしい水を提供する

森林の土は、スポンジのようにすき間がたくさんあるしくみになっています。森林に降った雨は地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むので、大雨の時の洪水や日照りが続いた時の渇水を発生にくくしてくれます。また、雨水が森林の土の中を通ることによってミネラルが増え、おいしい水がつくられます。



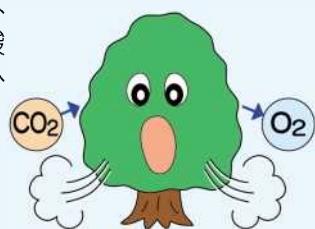
2. 自然災害を防ぐ

森林の土は、落ち葉や下草におおわれています。雨が降った時、この落ち葉や下草が土砂が流されるのを防いでいます。また、木の根は地中に広く深く伸び、地面をしっかりと固定しているので山崩れを起こりにくくしています。



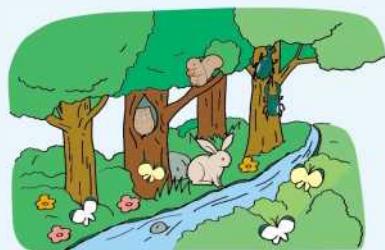
3. 地球温暖化を防止する

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し、同時に酸素を放出します。木は、吸収した二酸化炭素を炭素として体内にたくわえて大きくなります。つまり、森林は地球温暖化を防止するはたらきを持っています。また、木を住宅などに利用することで、炭素を長期間保存することになり、大気への二酸化炭素の放出を少なくします。



4. 様々な生き物のすみかとなる

木には、栄養のある実やみずみずしくておいしい葉や枝、あまい樹液など食べ物がたくさんあります。また、葉や枝、枯れ枝、幹、皮、根、花、実など、いろいろな形のものがあるので、それにあわせていろいろな種類の生き物がすむことができるのです。



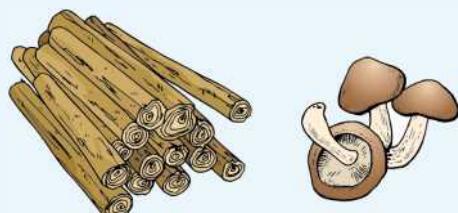
5. リフレッシュや学習の場を提供する

森林浴やハイキング、キャンプなど、野外でのレクリエーションで森林を利用することで、森林は、私たちにやすらぎを与え、心や体の緊張をほぐす休養の場を提供してくれます。また、森林は様々な生き物や環境のこと学ぶ学習の場を提供してくれます。



6. 木材などを供給する

森林は、環境に優しい資材である木材生産のほか、木炭や薪の供給なども行なっています。また、木は伐ったら植えるという適切な作業を繰り返せば、再び成長して大きくなり、森林がなくなることはありません。つまり、石油や石炭と違って、木材はなくならない資源として、未来の私たちの生活を支えてくれます。



森林の持つ多面的機能の評価

項目		全国	滋賀県
水源かん養機能	水資源貯留	8兆7,407億円	899億円
	洪水緩和	6兆4,686億円	405億円
	水質浄化	14兆6,361億円	1,529億円
	計	29兆8,454億円	2,833億円
土砂流出防止機能	表面浸食防止	28兆2,565億円	2,464億円
土砂崩壊防止機能	表面崩壊防止	8兆4,421億円	695億円
保健休養機能	保健休養	2兆2,546億円	558億円
大気保全機能 (地球環境保全)	二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	129億円
	酸素供給	—	—
	化石燃料代替	2,261億円	37億円
	計	1兆4,652億円	166億円
合計		70兆2,638億円	6,716億円

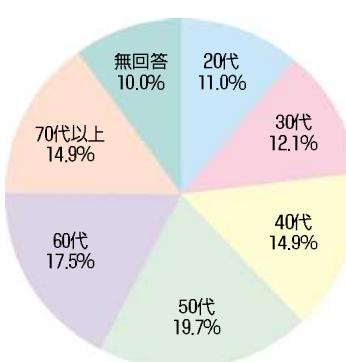
(注) 全国の評価額は平成13年11月に日本学術会議が答申した額で、滋賀県の額は全国の因子を滋賀県の森林に置き換えて試算した額である。



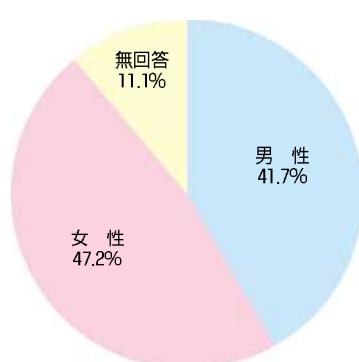
4. 第37回滋賀県政世論調査(森林づくりに関する調査)結果

- 調査地域：県内全域（全市町村）
- 調査対象者：満20歳以上の男女3,000人（無作為抽出）
- 調査時期：平成16年7月14日～8月4日
- 有効回収数：1,815人（有効回収率60.5%）
- 調査方法：郵送法

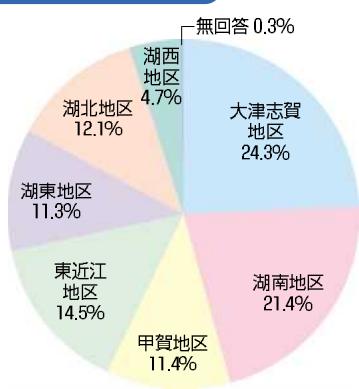
Q 年齢は？



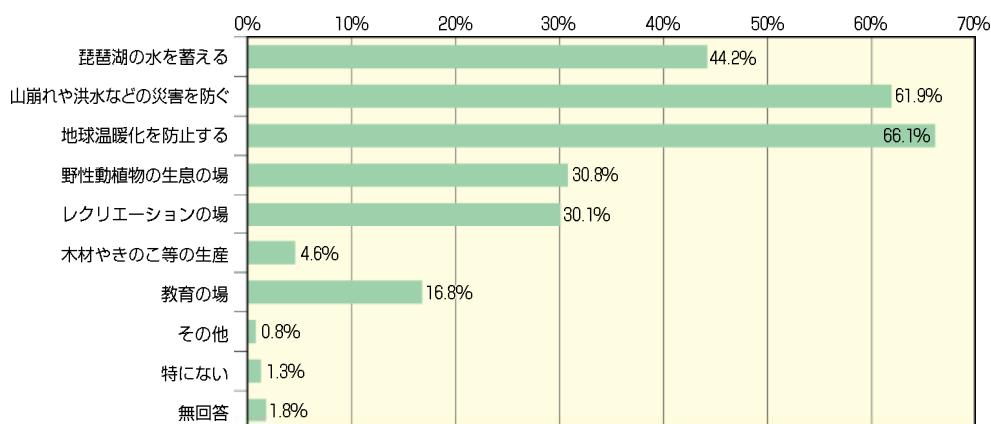
Q 性別は？



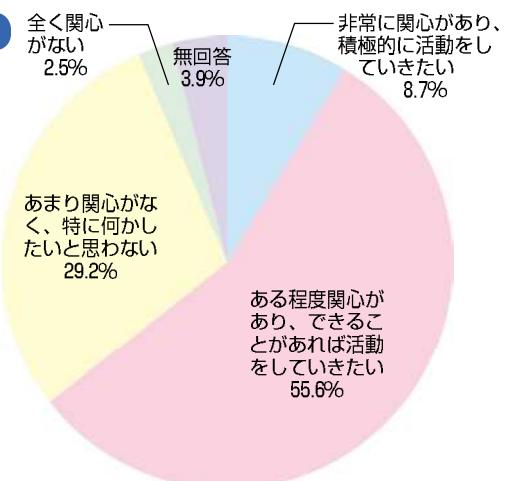
Q お住まいは？



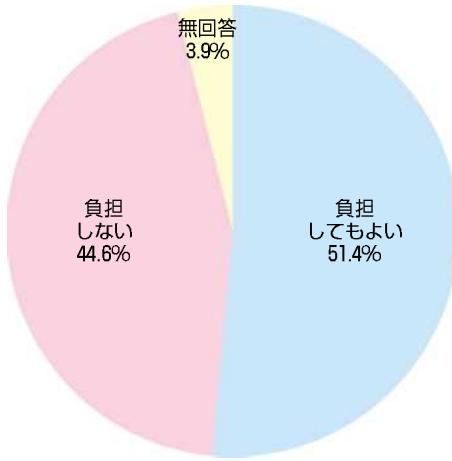
Q 暮らしの中で森林に期待するはたらきは何ですか？（回答は3つまで）



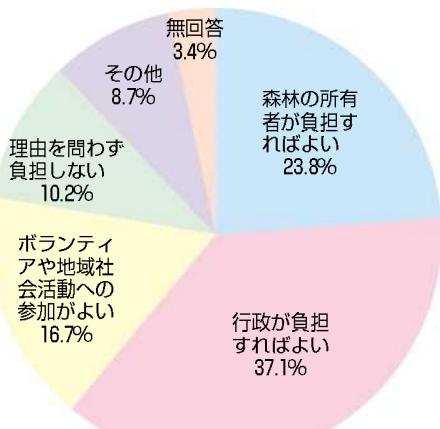
Q 森林の荒廃に関心がありますか？



Q 森林のはたらきに対して費用を負担しようと思いませんか？



Q 負担しない理由は何ですか？



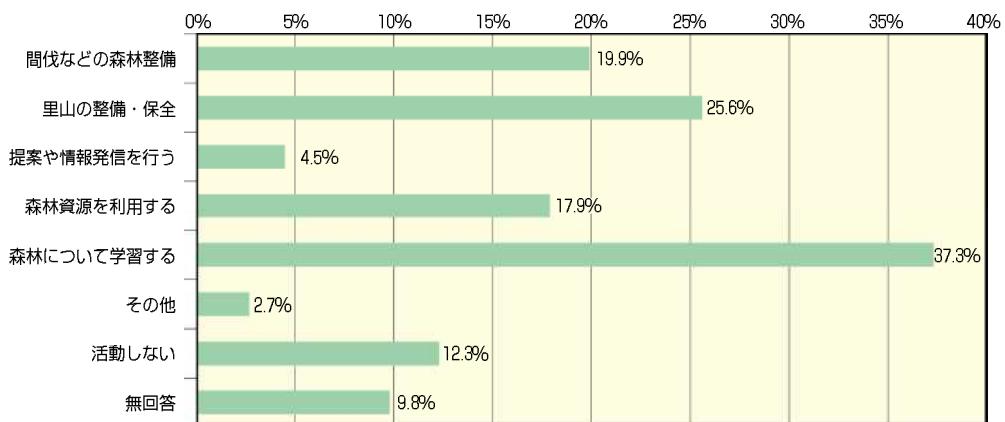
※負担しない方にお聞きしています。

Q 1年間にいくらまでなら負担してもよいと思しますか？



※負担してもよい方にお聞きしています。

Q 参加できる森林づくりの活動は何ですか？（回答は2つまで）



5. 琵琶湖森林づくり基本計画策定までの経過

時 期	事 項
平成16年 4月1日	琵琶湖森林づくり条例施行
平成16年 5月14日	第69回滋賀県森林審議会開催 ●滋賀県森林審議会へ諮詢 ●琵琶湖森林づくり基本計画（試案）の検討
平成16年 5月23日	第3回森林づくりビジョン共創フォーラムの開催 【テーマ：私たちにできる協働の森林づくりを考える】 (栗東芸術文化会館さきら)
平成16年 6月7日	第70回滋賀県森林審議会開催 ●琵琶湖森林づくり基本計画（素案）の検討
平成16年 6月19日	森林づくりに関する意見交換会（大津市）
平成16年 6月23日	// (今津町)
平成16年 6月24日	// (彦根市)
平成16年 6月25日	// (大津市)
平成16年 6月26日	// (栗東市)
平成16年 6月27日	// (八日市市)
平成16年 6月28日	// (長浜市)
平成16年 6月29日	// (水口町)
平成16年 7月12日	第71回滋賀県森林審議会開催 ●琵琶湖森林づくり基本計画（案）の検討
平成16年 7月31日	森林づくりと費用負担に関する意見交換会（大津市）
平成16年 8月1日	// (彦根市)
平成16年 7月14日 ↓ 平成16年 8月4日	県政世論調査の実施
平成16年 8月12日 ↓ 平成16年 9月10日	琵琶湖森林づくり基本計画（案）の県民政策コメントの実施
平成16年 9月4日	第4回森林づくりビジョン共創フォーラムの開催 【テーマ：変えていこう！森林づくりと私たちの関わり】 (大津市民会館)
平成16年11月22日	第72回滋賀県森林審議会開催 ●琵琶湖森林づくり基本計画（案）の検討
平成16年12月3日	滋賀県森林審議会から答申
平成17年 1月7日	琵琶湖森林づくり基本計画（案）の県民政策コメントの実施 結果の公表 琵琶湖森林づくり基本計画の公表

6. 滋賀県森林審議会委員名簿

平成17年1月31日現在（50音順、敬称略）

名 前	現職名・所属等	参 考
いわ なみ よう こ 岩 波 陽 子	建築士	
おぎ の かず ひこ 荻 野 和 彦	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
じ むら しん いち 地 村 信 一	滋賀県森林組合連合会専務理事	
た が えい し 多 賀 榮 之	滋賀県林業協会会長	
たか はし たく や 高 橋 卓 也	滋賀県立大学環境科学部講師	
とび やま りゅう いち 飛 山 龍 一	滋賀森林管理署署長	
とり い はる お 鳥 居 治 夫	滋賀県木材協会副会長	
なか むら とも こ 中 村 朝 子	滋賀県立伊香高校教諭	
ひ え ひろ ゆき 樋 栄 浩 之	林研グループ青年部長	
ます だ けい こ 増 田 啓 子	龍谷大学経済学部教授	
ます だ みどり 増 田 みどり	公募	
まつ した こう じ 松 下 幸 司	京都大学大学院農学研究科助教授	
やま ざき あつ こ 山 崎 敦 子	獣医師	
やま もと しげ お 山 本 重 夫	公募	
やま もと まさ お 山 本 昌 生	指導林家	

（※任期：平成15年12月1日～平成17年11月30日）

7. 用語解説

五十音順

ア行

●NPO

公益的な活動をしている民間非営利組織。「non-profit-organization」の略称で、環境保全、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

●おうみ・森っこスクール

林業体験活動が、学校の総合学習の時間に積極的に実施されるよう、平成11年度から県の林務部局と小中学校が連携して実施している事業。

●奥山（奥山林）（おくやま（りん））

日常的に人の関わりが薄く、人里や道路から離れた山奥に位置する森林であって、滋賀県においては、かつて炭焼きが行われた。長期間にわたり放置された状態であるが、原生的な自然環境が維持され、多種多様な動植物が生息している。里山の対語。

カ行

●皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、林木を一時に全部または大部分伐採すること。伐採および跡地の造林の技術が簡単である反面、多面的機能の確保に注意する必要がある。

●拡大造林（かくだいぞうりん）

天然林を伐採した跡地や原野に、人工造林を行うこと。

●間伐（かんばつ）

成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るために伐採をいう。間伐した材を間伐材という。

●禁伐（きんばつ）

樹木の伐採を禁止すること。

●県営林（けんえいりん）

土地所有者と滋賀県の間に結ばれた分収契約により県が行った造林地。

●県産材（けんさんざい）

自県の森林から産出された木材。

サ行

●再造林（さいぞうりん）

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

●作業道（さぎょうどう）

林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。

●里山（里山林）（さとやま（りん））

人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻繁に手が入れられるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴って、放置による植生の遷移や竹の急激な侵入によって生態系の変化が問題になっている。

●滋賀県森林審議会（しがけんしんりんしんぎかい）

森林法に基づいて設置された県の付属機関。森林法その他法令による事項の処理や、森林法の施行に関する重要事項など、滋賀県の森林・林業の重要な事項について審議する必要が生じたときに、知事の諮問に応じて開かれる。

●資源の循環利用（しげんのじゅんかんりよう）

森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不斷に機能させながら環境への負荷を最小化していく取り組みをいう。

●主伐（しゅばつ）

収穫のために樹木を伐採すること。

●除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業、一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。

●針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。

●人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法。

●人工林（じんこうりん）

人工造林によって造成された森林。

●薪炭林（しんたんりん）

薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。

●森林計画制度（しんりんけいかくせいど）

長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が發揮されるよう森林の施業を計画的かつ合理的に行うための制度。森林法など関係法律に基づいて全国の森林について「全国森林計画」が樹立され、民有林については県が樹立する「地域森林計画」のほか、市町村が樹立する「市町村森林整備計画」、森林所有者等が樹立する「森林施業計画」の制度がある。

●森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

●森林資源（しんりんしげん）

天然資源の一つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。

森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。

●森林施業（しんりんせぎょう）

森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせて、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

●森林ボランティア

森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下草刈りや間伐などをを行うボランティア。

●造林公社（ぞうりんこうしゃ）

森林所有者が森林整備を自ら行うことが困難な地域等において、収穫時に収益を分け合う分収林方式により整備することを目的として設置された法人で、滋賀県には社団法人滋賀県造林公社と財団法人びわ湖造林公社の2団体があり、昭和40年から平成元年までに約2万ヘクタールの森林を整備し、管理している。

タ行

●伐採（たくばつ）

主伐の一種で、林内の樹木の一部を抜き伐りすること。

●単層林（たんそうりん）

一度に植林された（スギ、ヒノキなどの）単純一斉林。

●地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間活動による二酸化炭素やメタンなどの放出量が増大し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより起こる現象。

●治山（ちさん）

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。

●長伐期林（ちょうばっきりん）

伐採年齢を通常の倍（40～60年→80～100年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

●天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合などがある。

●天然生林（てんねんせいりん）

災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林。

●天然林（てんねんりん）

自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

●土砂流出防備機能（どしゃりゅうしゅつぼうひきのう）

表土の流出を防ぐ機能をいう。

●土砂崩壊防備機能（どしゃほうかいぼうひきのう）

土砂崩れを防ぐ機能をいう。

ハ行

●バイオマス

元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は1970年代を機に生態学的な意味をもつて用いられる。生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。

●琵琶湖と森林をつなぐ体験学習

琵琶湖は琵琶湖だけ、森林は森林だけでなく相互が水の循環を通して密接に関係していることを体験活動により学ぶこと。

●フィトンチッド

フィトンとは植物、チッドとは殺すという意味で、植物が周囲の微生物から身を守るために発散しているもので、樹木からは多く出され、人間にとっては抗菌性や精神安定作用があり、森林浴の効用のひとつとされる。

●複層林（ふくそうりん）

数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。

●保安林（ほあんりん）

私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源かん養・土砂災害・生活環境の保全など特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。

マ行

●松くい虫（まつくいむし）

森林害虫の一種。アカマツやクロマツなどに寄生してその樹皮下および材部を食害するキクイムシ、ゾウムシ、カミキリムシなどの穿孔性甲虫類の総称。現在、全国的に発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによるもの。

●民有林（みんゆうりん）

国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。

●木質バイオマス（もくしつばいおます）

樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。

ラ行

●流域（りゅういき）

通例は河川の流れの範囲をいうが、ここでは、森林の諸機能が発揮される場所として、森林の整備・林業生産等を推進する上で合理的な地域の範囲と定義する。

●林道（りんどう）

木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。

●林道密度（りんどうみつど）

森林の単位面積（ha）当たりの林道延長。

●林産物（りんさんぶつ）

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。

●齡級（れいきゅう）

森林の林齢を5カ年でひとくくりにしたもの。
例えば、林齢1～5年生までは1齡級、6～10年までは2齡級となる。

●路網整備（ろもうせいび）

森林施業をスムーズに行えるよう、適切な配置を考えて林道や作業道を開設すること。

琵琶湖森林づくり基本計画

平成17年3月

滋賀県琵琶湖環境部林務緑政課

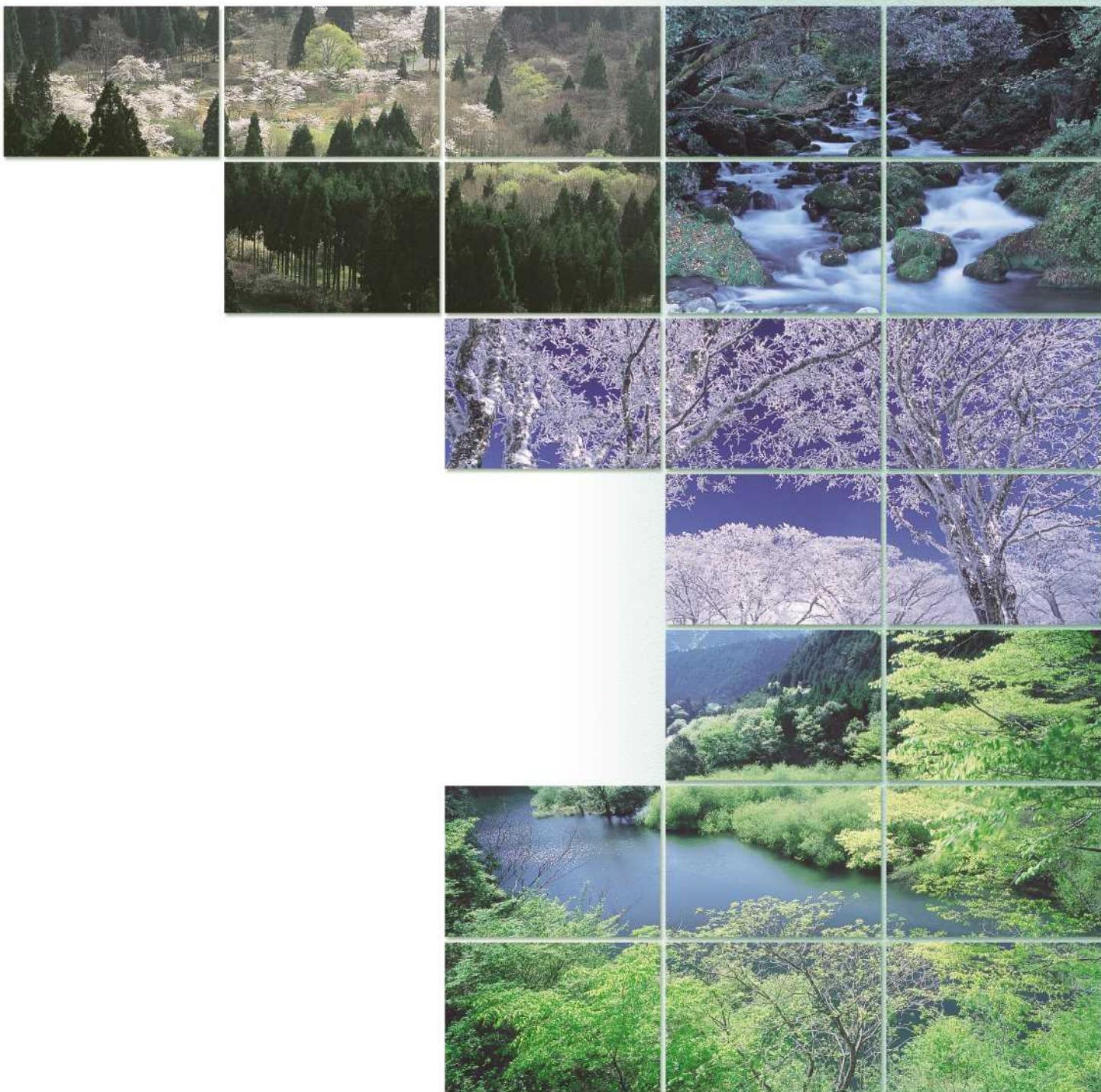
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3913

FAX 077-528-4886

E-mail : dj00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/d/mori/>



母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。



古紙配合率100%再生紙
を使用しています



PRINTED WITH
SOY INK 印刷インキは環境にやさしい
大豆油を使用しています